

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年4月30日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年11月4日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について有価証券報告書の提出に伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、4,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年4回	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	年6回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米		
		アフリカ		
その他資産（投資信託証券（債券一般））		中近東（中東）		
資産複合		エマージング		

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 （投資信託証券 （債券一般））	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として債券（一般 [*] ）に投資する。 *一般とは、公債 ^{*1} 、社債 ^{*2} 、その他債券 ^{*3} 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
エマージング	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジあり （フルヘッジ）	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうちフルヘッジを行うものをいう。

*1 公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

*2 社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

*3 その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ

(<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色 **1**

エマージング・カントリー（新興国）のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とし、分散投資を行います。

◆新興国が米国市場やユーロ市場等の国際的な市場および自国市場で発行する米ドル建のソブリン債券を中心に、準ソブリン債券への投資も行います。

（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）

新興国の現地（自国）通貨建債券への投資は、行いません。

【エマージング・カントリー（新興国）】

一般的に、先進国と比較すると証券市場は未発達なものの、経済成長の著しい、あるいは可能性の高い新興諸国を指します。

【ソブリン債券】

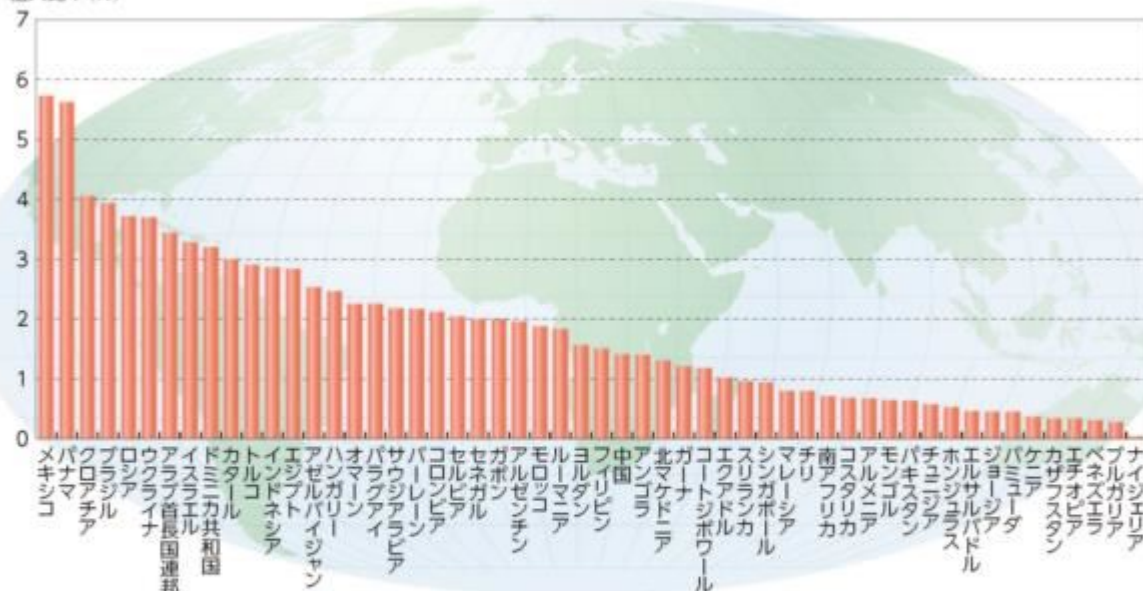
各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

【準ソブリン債券】

政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

現在の投資先（2021年2月26日現在）

組入比率（%）



※最新の運用状況は委託会社のホームページにてご確認いただけます。

※原則として、比率は当ファンドの純資産に対する割合です。

※上記の投資先は将来変更となる可能性があります。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

特色2

新興国のソブリン債券、準ソブリン債券からの高水準かつ安定した
 利息収入に加え、値上がり益の獲得を目指します。

- ◆新興国の債券に投資することにより、相対的に高い利回りが期待されます。
 一般的に新興国が発行する債券は格付けが低く、先進国等が発行する上位格付け債券と比較して高い利
 回りとなる傾向があります。したがって、相対的に高い投資収益率が期待できる反面、デフォルトが生じる
 リスクも高いと考えられます。

【格付け】

債券などの元本や利子が、償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。

格付機関が、債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。

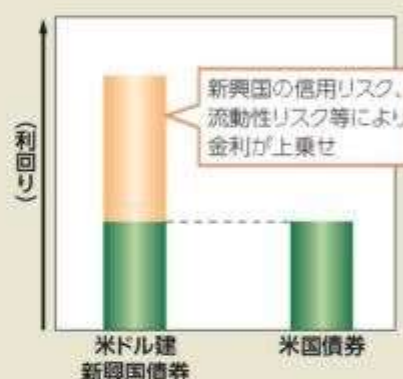
【デフォルト】

投資した債券の元本やその利子の一部または全部が回収できない、もしくは遅延すること。

格付けと信用力のイメージ

		格付け	
		Moody's社	S&P社
低い ↑	↑	Aaa	AAA
		Aa	AA
		A	A
		Baa	BBB
		Ba	BB
		B	B
		Caa	CCC
		Ca	CC
		C	C
		—	D
高い ↓	↓		
利回り ↓	↑		
信用力 ↓	↑		

米ドル建新興国債券の 利回りイメージ図



- ◆J.P. Morgan EMBI Global Diversified (円ヘッジあり・円ベース)をベンチマークとします。
 ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

特色3

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの
 低減をはかります。

- ◆為替ヘッジは、委託会社が行います。
- ◆投資するマザーファンドでは、米ドル建資産以外の外貨建資産について、実質的に米ドル建となるように
 為替取引を行う場合があります。（この場合においても、当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行い、為
 替変動リスクの低減をはかります。）

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、
 クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信
 託期間等の事情によっては、特色1～特色3のような運用ができない場合があります。

特色4

債券等の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・
 エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。

- ◆ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーは、1928年に創業した米国最古の運用機関の一
 つです。徹底したリサーチを行い、グローバルな視点から、新興国債券の運用専任チームがポートフォリ
 オ管理を行います。

特色5 毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



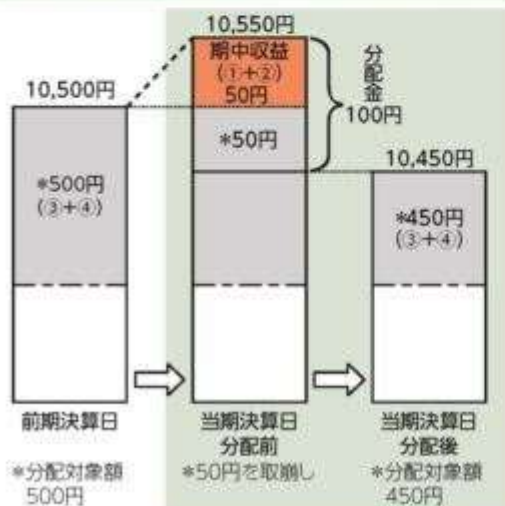
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

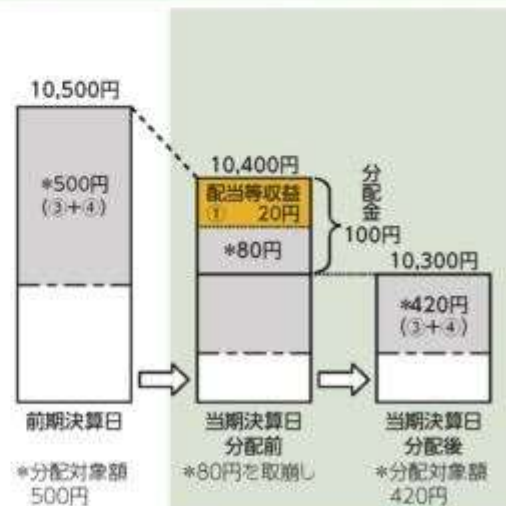
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



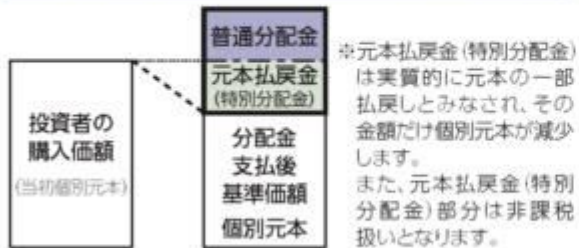
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

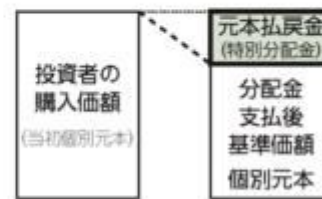
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

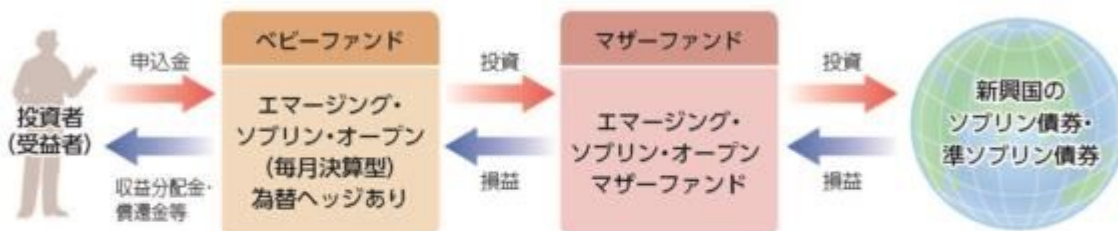


普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
新興国単一国への投資	新興国単一国への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の30%以内とします。
ユーロ建資産への投資	ユーロ建資産への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の30%以内とします。
ソブリン債券以外への投資	ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の35%以内とします。
新興国の同一企業(政府関連機関を含む)が発行する債券への投資	新興国の同一企業(政府関連機関を含む)が発行する債券への実質投資割合は、当ファンドの純資産総額の10%以内とします。

使用している指数について

● J.P. Morgan EMBI Global Diversified

情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものです。J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

委託会社の概況（2020年8月末現在）

- ・ 金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・ 設立年月日
1985年8月1日
- ・ 資本金
2,000百万円
- ・ 沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・ 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

<訂正後>

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

委託会社の概況（2021年2月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

3【投資リスク】

<更新後>

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。

ファンドは米ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。

また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

信用リスク（デフォルト・リスク）

債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性などにより債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。

一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

カントリー・リスク

債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- a. 先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- b. 政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- c. 海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- d. 先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建の有価証券に投資していますので(ただし、これらに限定されるものではありません。)、為替変動リスクが生じます。これら外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、設定や解約等の資金動向、為替ヘッジのタイミングおよび範囲、ならびに市況動向等の要因により、完全に為替変動リスクを排除することはできません。

また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストが発生する場合があります。円金利がヘッジ対象となる外貨建資産の通貨の金利より低い場合、円とヘッジ対象となる外貨建資産の通貨との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

カウンターパーティー・リスク(取引相手先の決済不履行リスク)

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

ベンチマークについての留意点

「J.P. Morgan EMBI Global Diversified(円ヘッジあり・円ベース)」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

運用指図の権限委託に係る留意点

委託会社は、運用指図の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、マザーファンドの信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等には、この委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、運用指図の権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。

なお、前記による中止の場合、委託会社は、新たに同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびマザーファンドの名称を変更することができます。

その他の主な留意点

- a. 受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合には、解

約資金を手当てするために保有債券を大量に売却しなければならないことがあります。その結果、ファンドの基準価額が大きく変動することがあります。

- b. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- c. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- d. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はいえないものとします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の換金についても同様とします。

- e. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンス、オペレーション・リスクおよびプロダクト管理部門等によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックし

ます。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

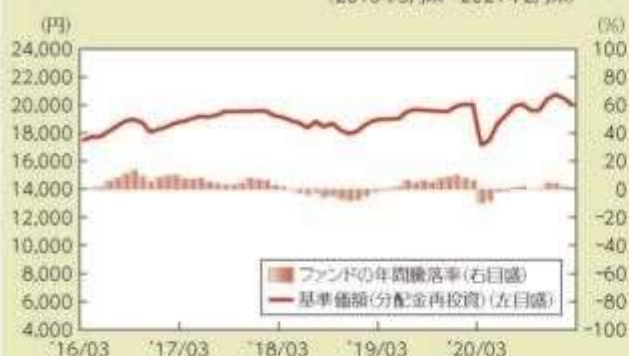
また、再委託先からの定期的なデ - タ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2016年3月末～2021年2月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2016年3月末～2021年2月末)



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回って

いる場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2020年8月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益(譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一

ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2021年2月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり】

（1）【投資状況】

令和 3年 2月26日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	17,149,344,120	99.28
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		124,624,605	0.72
純資産総額		17,273,968,725	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 3年 2月26日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド	4,509,306,650	3.8747	17,472,210,477	3.8031	17,149,344,120	99.28

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年 2月26日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.28
合計	99.28

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年2月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第23計算期間末日（平成23年 3月 7日）	4,136,284,707	4,172,323,244	12,051	12,156
第24計算期間末日（平成23年 4月 5日）	5,023,488,601	5,067,168,947	12,076	12,181
第25計算期間末日（平成23年 5月 6日）	5,908,308,191	5,959,673,631	12,078	12,183
第26計算期間末日（平成23年 6月 6日）	6,866,710,753	6,926,216,425	12,117	12,222
第27計算期間末日（平成23年 7月 5日）	8,033,038,490	8,102,895,314	12,074	12,179
第28計算期間末日（平成23年 8月 5日）	9,846,463,573	9,930,794,852	12,260	12,365
第29計算期間末日（平成23年 9月 5日）	11,467,592,863	11,567,062,179	12,105	12,210
第30計算期間末日（平成23年10月 5日）	11,311,186,808	11,415,804,246	11,353	11,458
第31計算期間末日（平成23年11月 7日）	13,166,789,939	13,282,752,753	11,922	12,027
第32計算期間末日（平成23年12月 5日）	14,119,816,013	14,246,893,319	11,667	11,772
第33計算期間末日（平成24年 1月 5日）	16,596,931,657	16,746,724,644	11,634	11,739
第34計算期間末日（平成24年 2月 6日）	19,051,397,626	19,221,031,779	11,792	11,897
第35計算期間末日（平成24年 3月 5日）	24,360,379,177	24,574,026,389	11,972	12,077
第36計算期間末日（平成24年 4月 5日）	31,239,142,451	31,516,613,383	11,821	11,926
第37計算期間末日（平成24年 5月 7日）	35,705,289,959	36,019,448,690	11,934	12,039
第38計算期間末日（平成24年 6月 5日）	38,094,571,941	38,442,571,119	11,494	11,599
第39計算期間末日（平成24年 7月 5日）	43,434,462,997	43,819,438,223	11,847	11,952
第40計算期間末日（平成24年 8月 6日）	50,434,828,148	50,871,548,435	12,126	12,231
第41計算期間末日（平成24年 9月 5日）	59,143,998,823	59,656,880,278	12,108	12,213

第42計算期間末日	(平成24年10月 5日)	74,440,274,233	75,080,388,782	12,211	12,316
第43計算期間末日	(平成24年11月 5日)	104,795,127,172	105,700,411,244	12,155	12,260
第44計算期間末日	(平成24年12月 5日)	155,727,689,083	157,072,597,677	12,158	12,263
第45計算期間末日	(平成25年 1月 7日)	206,741,349,326	208,534,187,999	12,108	12,213
第46計算期間末日	(平成25年 2月 5日)	234,283,931,476	236,374,577,742	11,767	11,872
第47計算期間末日	(平成25年 3月 5日)	239,572,471,335	241,721,329,519	11,706	11,811
第48計算期間末日	(平成25年 4月 5日)	234,950,312,624	237,066,667,759	11,657	11,762
第49計算期間末日	(平成25年 5月 7日)	229,094,677,247	231,132,552,890	11,804	11,909
第50計算期間末日	(平成25年 6月 5日)	206,914,670,767	208,856,767,329	11,187	11,292
第51計算期間末日	(平成25年 7月 5日)	184,164,216,506	185,984,000,888	10,626	10,731
第52計算期間末日	(平成25年 8月 5日)	171,950,370,492	173,663,388,032	10,540	10,645
第53計算期間末日	(平成25年 9月 5日)	156,576,823,185	158,203,537,427	10,107	10,212
第54計算期間末日	(平成25年10月 7日)	152,343,423,801	153,885,027,185	10,376	10,481
第55計算期間末日	(平成25年11月 5日)	150,115,690,223	151,628,640,293	10,418	10,523
第56計算期間末日	(平成25年12月 5日)	141,356,963,910	142,825,037,536	10,110	10,215
第57計算期間末日	(平成26年 1月 6日)	136,621,836,583	138,037,672,196	10,132	10,237
第58計算期間末日	(平成26年 2月 5日)	130,389,880,996	131,759,991,997	9,993	10,098
第59計算期間末日	(平成26年 3月 5日)	127,452,820,882	128,775,658,022	10,117	10,222
第60計算期間末日	(平成26年 4月 7日)	122,557,334,451	123,823,657,517	10,162	10,267
第61計算期間末日	(平成26年 5月 7日)	120,302,429,971	121,543,321,207	10,180	10,285
第62計算期間末日	(平成26年 6月 5日)	118,593,804,288	119,806,823,819	10,266	10,371
第63計算期間末日	(平成26年 7月 7日)	115,622,579,010	116,809,415,176	10,229	10,334
第64計算期間末日	(平成26年 8月 5日)	112,492,422,225	113,269,514,819	10,133	10,203
第65計算期間末日	(平成26年 9月 5日)	103,174,395,074	103,883,043,885	10,192	10,262
第66計算期間末日	(平成26年10月 6日)	93,714,423,103	94,374,944,586	9,932	10,002
第67計算期間末日	(平成26年11月 5日)	89,506,745,636	90,134,354,686	9,983	10,053
第68計算期間末日	(平成26年12月 5日)	84,208,487,736	84,800,744,158	9,953	10,023
第69計算期間末日	(平成27年 1月 5日)	79,148,352,843	79,714,572,073	9,785	9,855
第70計算期間末日	(平成27年 2月 5日)	75,983,096,229	76,522,566,524	9,859	9,929
第71計算期間末日	(平成27年 3月 5日)	72,515,375,154	73,032,745,789	9,811	9,881
第72計算期間末日	(平成27年 4月 6日)	69,147,457,612	69,642,020,194	9,787	9,857
第73計算期間末日	(平成27年 5月 7日)	64,956,260,682	65,424,300,066	9,715	9,785
第74計算期間末日	(平成27年 6月 5日)	61,600,872,783	62,053,416,477	9,528	9,598
第75計算期間末日	(平成27年 7月 6日)	58,828,209,874	59,266,552,001	9,394	9,464
第76計算期間末日	(平成27年 8月 5日)	56,670,975,674	57,097,505,555	9,301	9,371
第77計算期間末日	(平成27年 9月 7日)	53,610,710,937	54,021,560,392	9,134	9,204
第78計算期間末日	(平成27年10月 5日)	51,255,090,896	51,653,195,772	9,012	9,082
第79計算期間末日	(平成27年11月 5日)	50,965,766,066	51,355,302,709	9,159	9,229
第80計算期間末日	(平成27年12月 7日)	48,209,651,541	48,585,339,577	8,983	9,053
第81計算期間末日	(平成28年 1月 5日)	46,149,438,288	46,515,501,665	8,825	8,895
第82計算期間末日	(平成28年 2月 5日)	44,779,956,361	44,984,991,165	8,736	8,776
第83計算期間末日	(平成28年 3月 7日)	44,478,313,117	44,677,389,188	8,937	8,977

第84計算期間末日	(平成28年 4月 5日)	43,747,678,209	43,941,117,730	9,046	9,086
第85計算期間末日	(平成28年 5月 6日)	42,589,524,168	42,776,755,167	9,099	9,139
第86計算期間末日	(平成28年 6月 6日)	41,310,749,166	41,491,950,165	9,119	9,159
第87計算期間末日	(平成28年 7月 5日)	40,662,314,414	40,837,297,633	9,295	9,335
第88計算期間末日	(平成28年 8月 5日)	39,492,494,729	39,660,530,479	9,401	9,441
第89計算期間末日	(平成28年 9月 5日)	38,881,407,809	39,045,098,516	9,501	9,541
第90計算期間末日	(平成28年10月 5日)	38,065,486,703	38,225,110,146	9,539	9,579
第91計算期間末日	(平成28年11月 7日)	36,507,050,463	36,663,043,785	9,361	9,401
第92計算期間末日	(平成28年12月 5日)	34,087,183,850	34,239,460,032	8,954	8,994
第93計算期間末日	(平成29年 1月 5日)	33,488,383,728	33,635,478,267	9,107	9,147
第94計算期間末日	(平成29年 2月 6日)	32,970,850,118	33,114,934,525	9,153	9,193
第95計算期間末日	(平成29年 3月 6日)	32,358,674,348	32,499,505,821	9,191	9,231
第96計算期間末日	(平成29年 4月 5日)	31,799,829,960	31,937,992,850	9,206	9,246
第97計算期間末日	(平成29年 5月 8日)	31,634,735,534	31,771,098,912	9,280	9,320
第98計算期間末日	(平成29年 6月 5日)	31,239,468,184	31,373,354,396	9,333	9,373
第99計算期間末日	(平成29年 7月 5日)	30,425,470,924	30,557,334,044	9,229	9,269
第100計算期間末日	(平成29年 8月 7日)	30,361,385,222	30,491,830,050	9,310	9,350
第101計算期間末日	(平成29年 9月 5日)	30,291,147,051	30,420,308,688	9,381	9,421
第102計算期間末日	(平成29年10月 5日)	29,856,072,252	29,983,881,604	9,344	9,384
第103計算期間末日	(平成29年11月 6日)	29,405,863,898	29,532,422,843	9,294	9,334
第104計算期間末日	(平成29年12月 5日)	28,860,362,410	28,985,354,013	9,236	9,276
第105計算期間末日	(平成30年 1月 5日)	28,659,966,096	28,783,725,111	9,263	9,303
第106計算期間末日	(平成30年 2月 5日)	28,084,925,778	28,207,782,593	9,144	9,184
第107計算期間末日	(平成30年 3月 5日)	27,235,627,222	27,357,503,263	8,939	8,979
第108計算期間末日	(平成30年 4月 5日)	26,824,283,614	26,944,878,206	8,897	8,937
第109計算期間末日	(平成30年 5月 7日)	25,720,729,235	25,840,349,249	8,601	8,641
第110計算期間末日	(平成30年 6月 5日)	25,287,400,346	25,405,391,801	8,573	8,613
第111計算期間末日	(平成30年 7月 5日)	24,468,092,140	24,583,945,538	8,448	8,488
第112計算期間末日	(平成30年 8月 6日)	24,435,425,604	24,550,018,509	8,529	8,569
第113計算期間末日	(平成30年 9月 5日)	23,421,083,887	23,533,966,854	8,299	8,339
第114計算期間末日	(平成30年10月 5日)	23,307,654,111	23,419,227,465	8,356	8,396
第115計算期間末日	(平成30年11月 5日)	22,540,823,735	22,650,783,043	8,200	8,240
第116計算期間末日	(平成30年12月 5日)	21,977,561,831	22,086,146,778	8,096	8,136
第117計算期間末日	(平成31年 1月 7日)	21,774,989,461	21,882,335,210	8,114	8,154
第118計算期間末日	(平成31年 2月 5日)	22,101,121,471	22,207,435,774	8,315	8,355
第119計算期間末日	(平成31年 3月 5日)	21,922,244,991	22,027,922,921	8,298	8,338
第120計算期間末日	(平成31年 4月 5日)	21,849,857,209	21,954,254,810	8,372	8,412
第121計算期間末日	(令和 1年 5月 7日)	21,378,196,589	21,480,845,628	8,331	8,371
第122計算期間末日	(令和 1年 6月 5日)	21,111,676,456	21,213,782,167	8,271	8,311
第123計算期間末日	(令和 1年 7月 5日)	21,623,904,309	21,725,581,665	8,507	8,547
第124計算期間末日	(令和 1年 8月 5日)	21,371,104,189	21,472,267,046	8,450	8,490
第125計算期間末日	(令和 1年 9月 5日)	21,380,077,126	21,480,807,278	8,490	8,530

第126計算期間末日	(令和 1年10月 7日)	21,050,670,848	21,151,369,831	8,362	8,402
第127計算期間末日	(令和 1年11月 5日)	21,081,242,253	21,182,327,688	8,342	8,382
第128計算期間末日	(令和 1年12月 5日)	20,804,589,038	20,905,633,424	8,236	8,276
第129計算期間末日	(令和 2年 1月 6日)	20,992,091,522	21,092,414,212	8,370	8,410
第130計算期間末日	(令和 2年 2月 5日)	20,863,164,554	20,925,148,443	8,415	8,440
第131計算期間末日	(令和 2年 3月 5日)	20,565,721,884	20,626,384,696	8,475	8,500
第132計算期間末日	(令和 2年 4月 6日)	17,179,449,665	17,239,391,052	7,165	7,190
第133計算期間末日	(令和 2年 5月 7日)	17,615,461,379	17,675,073,926	7,387	7,412
第134計算期間末日	(令和 2年 6月 5日)	18,648,881,662	18,708,089,430	7,874	7,899
第135計算期間末日	(令和 2年 7月 6日)	18,902,138,496	18,961,038,953	8,023	8,048
第136計算期間末日	(令和 2年 8月 5日)	19,232,389,516	19,290,706,640	8,245	8,270
第137計算期間末日	(令和 2年 9月 7日)	19,170,929,174	19,228,629,901	8,306	8,331
第138計算期間末日	(令和 2年10月 5日)	18,409,803,264	18,467,182,528	8,021	8,046
第139計算期間末日	(令和 2年11月 5日)	18,480,434,454	18,537,358,485	8,116	8,141
第140計算期間末日	(令和 2年12月 7日)	18,725,525,007	18,781,542,387	8,357	8,382
第141計算期間末日	(令和 3年 1月 5日)	18,609,925,497	18,665,152,517	8,424	8,449
第142計算期間末日	(令和 3年 2月 5日)	18,049,436,273	18,103,838,091	8,295	8,320
	令和 2年 2月末日	20,448,407,266		8,397	
	3月末日	17,190,595,667		7,162	
	4月末日	17,386,498,453		7,280	
	5月末日	18,397,584,197		7,756	
	6月末日	18,805,234,176		7,966	
	7月末日	19,146,642,299		8,209	
	8月末日	19,073,948,934		8,247	
	9月末日	18,455,086,250		8,037	
	10月末日	18,248,883,718		8,011	
	11月末日	18,729,550,746		8,319	
	12月末日	18,644,587,888		8,423	
	令和 3年 1月末日	18,091,482,685		8,287	
	2月末日	17,273,968,725		8,081	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第23計算期間	105円
第24計算期間	105円
第25計算期間	105円
第26計算期間	105円
第27計算期間	105円
第28計算期間	105円
第29計算期間	105円
第30計算期間	105円

第31計算期間	105円
第32計算期間	105円
第33計算期間	105円
第34計算期間	105円
第35計算期間	105円
第36計算期間	105円
第37計算期間	105円
第38計算期間	105円
第39計算期間	105円
第40計算期間	105円
第41計算期間	105円
第42計算期間	105円
第43計算期間	105円
第44計算期間	105円
第45計算期間	105円
第46計算期間	105円
第47計算期間	105円
第48計算期間	105円
第49計算期間	105円
第50計算期間	105円
第51計算期間	105円
第52計算期間	105円
第53計算期間	105円
第54計算期間	105円
第55計算期間	105円
第56計算期間	105円
第57計算期間	105円
第58計算期間	105円
第59計算期間	105円
第60計算期間	105円
第61計算期間	105円
第62計算期間	105円
第63計算期間	105円
第64計算期間	70円
第65計算期間	70円
第66計算期間	70円
第67計算期間	70円
第68計算期間	70円
第69計算期間	70円
第70計算期間	70円
第71計算期間	70円
第72計算期間	70円
第73計算期間	70円

第74計算期間	70円
第75計算期間	70円
第76計算期間	70円
第77計算期間	70円
第78計算期間	70円
第79計算期間	70円
第80計算期間	70円
第81計算期間	70円
第82計算期間	40円
第83計算期間	40円
第84計算期間	40円
第85計算期間	40円
第86計算期間	40円
第87計算期間	40円
第88計算期間	40円
第89計算期間	40円
第90計算期間	40円
第91計算期間	40円
第92計算期間	40円
第93計算期間	40円
第94計算期間	40円
第95計算期間	40円
第96計算期間	40円
第97計算期間	40円
第98計算期間	40円
第99計算期間	40円
第100計算期間	40円
第101計算期間	40円
第102計算期間	40円
第103計算期間	40円
第104計算期間	40円
第105計算期間	40円
第106計算期間	40円
第107計算期間	40円
第108計算期間	40円
第109計算期間	40円
第110計算期間	40円
第111計算期間	40円
第112計算期間	40円
第113計算期間	40円
第114計算期間	40円
第115計算期間	40円
第116計算期間	40円

第117計算期間	40円
第118計算期間	40円
第119計算期間	40円
第120計算期間	40円
第121計算期間	40円
第122計算期間	40円
第123計算期間	40円
第124計算期間	40円
第125計算期間	40円
第126計算期間	40円
第127計算期間	40円
第128計算期間	40円
第129計算期間	40円
第130計算期間	25円
第131計算期間	25円
第132計算期間	25円
第133計算期間	25円
第134計算期間	25円
第135計算期間	25円
第136計算期間	25円
第137計算期間	25円
第138計算期間	25円
第139計算期間	25円
第140計算期間	25円
第141計算期間	25円
第142計算期間	25円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第23計算期間	0.37
第24計算期間	1.07
第25計算期間	0.88
第26計算期間	1.19
第27計算期間	0.51
第28計算期間	2.41
第29計算期間	0.40
第30計算期間	5.34
第31計算期間	5.93
第32計算期間	1.25
第33計算期間	0.61
第34計算期間	2.26

第35計算期間	2.41
第36計算期間	0.38
第37計算期間	1.84
第38計算期間	2.80
第39計算期間	3.98
第40計算期間	3.24
第41計算期間	0.71
第42計算期間	1.71
第43計算期間	0.40
第44計算期間	0.88
第45計算期間	0.45
第46計算期間	1.94
第47計算期間	0.37
第48計算期間	0.47
第49計算期間	2.16
第50計算期間	4.33
第51計算期間	4.07
第52計算期間	0.17
第53計算期間	3.11
第54計算期間	3.70
第55計算期間	1.41
第56計算期間	1.94
第57計算期間	1.25
第58計算期間	0.33
第59計算期間	2.29
第60計算期間	1.48
第61計算期間	1.21
第62計算期間	1.87
第63計算期間	0.66
第64計算期間	0.25
第65計算期間	1.27
第66計算期間	1.86
第67計算期間	1.21
第68計算期間	0.40
第69計算期間	0.98
第70計算期間	1.47
第71計算期間	0.22
第72計算期間	0.46
第73計算期間	0.02
第74計算期間	1.20
第75計算期間	0.67
第76計算期間	0.24
第77計算期間	1.04

第78計算期間	0.56
第79計算期間	2.40
第80計算期間	1.15
第81計算期間	0.97
第82計算期間	0.55
第83計算期間	2.75
第84計算期間	1.66
第85計算期間	1.02
第86計算期間	0.65
第87計算期間	2.36
第88計算期間	1.57
第89計算期間	1.48
第90計算期間	0.82
第91計算期間	1.44
第92計算期間	3.92
第93計算期間	2.15
第94計算期間	0.94
第95計算期間	0.85
第96計算期間	0.59
第97計算期間	1.23
第98計算期間	1.00
第99計算期間	0.68
第100計算期間	1.31
第101計算期間	1.19
第102計算期間	0.03
第103計算期間	0.10
第104計算期間	0.19
第105計算期間	0.72
第106計算期間	0.85
第107計算期間	1.80
第108計算期間	0.02
第109計算期間	2.87
第110計算期間	0.13
第111計算期間	0.99
第112計算期間	1.43
第113計算期間	2.22
第114計算期間	1.16
第115計算期間	1.38
第116計算期間	0.78
第117計算期間	0.71
第118計算期間	2.97
第119計算期間	0.27
第120計算期間	1.37

第121計算期間	0.01
第122計算期間	0.24
第123計算期間	3.33
第124計算期間	0.19
第125計算期間	0.94
第126計算期間	1.03
第127計算期間	0.23
第128計算期間	0.79
第129計算期間	2.11
第130計算期間	0.83
第131計算期間	1.01
第132計算期間	15.16
第133計算期間	3.44
第134計算期間	6.93
第135計算期間	2.20
第136計算期間	3.07
第137計算期間	1.04
第138計算期間	3.13
第139計算期間	1.49
第140計算期間	3.27
第141計算期間	1.10
第142計算期間	1.23

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第23計算期間	607,564,389	109,865,261	3,432,241,695
第24計算期間	810,470,179	82,678,906	4,160,032,968
第25計算期間	940,156,688	208,242,961	4,891,946,695
第26計算期間	892,555,215	117,294,986	5,667,206,924
第27計算期間	1,053,264,205	67,440,252	6,653,030,877
第28計算期間	1,638,060,105	259,540,559	8,031,550,423
第29計算期間	1,702,341,455	260,623,651	9,473,268,227
第30計算期間	761,705,525	271,408,196	9,963,565,556
第31計算期間	1,198,867,137	118,355,139	11,044,077,554
第32計算期間	1,244,954,260	186,431,182	12,102,600,632
第33計算期間	2,243,774,423	80,376,225	14,265,998,830
第34計算期間	2,161,064,226	271,429,369	16,155,633,687
第35計算期間	4,333,980,783	142,260,934	20,347,353,536
第36計算期間	6,748,025,377	669,575,837	26,425,803,076
第37計算期間	3,857,855,820	363,779,676	29,919,879,220

第38計算期間	3,942,921,085	720,021,397	33,142,778,908
第39計算期間	4,530,380,163	1,008,851,752	36,664,307,319
第40計算期間	7,768,286,485	2,840,185,515	41,592,408,289
第41計算期間	11,735,312,338	4,481,867,680	48,845,852,947
第42計算期間	17,454,098,117	5,336,660,632	60,963,290,432
第43計算期間	29,207,022,500	3,952,782,196	86,217,530,736
第44計算期間	45,382,824,961	3,513,822,848	128,086,532,849
第45計算期間	46,005,160,281	3,345,152,780	170,746,540,350
第46計算期間	34,307,071,857	5,944,443,925	199,109,168,282
第47計算期間	16,473,543,124	10,929,550,982	204,653,160,424
第48計算期間	13,465,154,700	16,560,683,177	201,557,631,947
第49計算期間	8,103,595,882	15,577,833,167	194,083,394,662
第50計算期間	9,147,021,953	18,268,839,199	184,961,577,416
第51計算期間	4,193,162,802	15,841,941,848	173,312,798,370
第52計算期間	1,756,926,106	11,925,196,799	163,144,527,677
第53計算期間	3,991,154,041	12,210,515,793	154,925,165,925
第54計算期間	3,402,511,849	11,508,307,786	146,819,369,988
第55計算期間	4,141,163,626	6,870,050,734	144,090,482,880
第56計算期間	4,249,448,398	8,523,395,434	139,816,535,844
第57計算期間	3,166,161,242	8,141,210,041	134,841,487,045
第58計算期間	2,909,011,385	7,263,736,340	130,486,762,090
第59計算期間	1,348,275,969	5,850,548,471	125,984,489,588
第60計算期間	1,763,223,624	7,145,516,408	120,602,196,804
第61計算期間	2,291,412,881	4,713,491,958	118,180,117,727
第62計算期間	2,202,435,599	4,856,883,676	115,525,669,650
第63計算期間	2,585,786,571	5,079,440,352	113,032,015,869
第64計算期間	1,959,965,652	3,978,753,720	111,013,227,801
第65計算期間	707,620,886	10,485,304,249	101,235,544,438
第66計算期間	408,304,251	7,283,636,725	94,360,211,964
第67計算期間	304,198,363	5,005,974,519	89,658,435,808
第68計算期間	819,510,307	5,869,885,767	84,608,060,348
第69計算期間	500,552,972	4,220,151,821	80,888,461,499
第70計算期間	335,953,028	4,157,229,426	77,067,185,101
第71計算期間	271,908,995	3,429,003,263	73,910,090,833
第72計算期間	262,797,734	3,521,091,114	70,651,797,453
第73計算期間	318,462,122	4,107,490,314	66,862,769,261
第74計算期間	385,726,252	2,599,396,327	64,649,099,186
第75計算期間	360,809,421	2,389,604,729	62,620,303,878
第76計算期間	184,480,610	1,871,944,211	60,932,840,277
第77計算期間	257,106,233	2,497,167,188	58,692,779,322
第78計算期間	169,788,586	1,990,442,716	56,872,125,192
第79計算期間	340,638,374	1,564,671,581	55,648,091,985
第80計算期間	178,110,214	2,156,482,656	53,669,719,543

第81計算期間	173,083,517	1,548,034,916	52,294,768,144
第82計算期間	148,941,548	1,185,008,688	51,258,701,004
第83計算期間	85,126,888	1,574,810,011	49,769,017,881
第84計算期間	117,418,129	1,526,555,736	48,359,880,274
第85計算期間	155,522,428	1,707,652,933	46,807,749,769
第86計算期間	156,964,264	1,664,464,100	45,300,249,933
第87計算期間	162,611,944	1,717,056,908	43,745,804,969
第88計算期間	455,638,119	2,192,505,344	42,008,937,744
第89計算期間	384,830,518	1,471,091,508	40,922,676,754
第90計算期間	656,594,383	1,673,410,170	39,905,860,967
第91計算期間	465,154,763	1,372,685,047	38,998,330,683
第92計算期間	251,039,097	1,180,324,140	38,069,045,640
第93計算期間	275,882,894	1,571,293,561	36,773,634,973
第94計算期間	209,966,123	962,499,172	36,021,101,924
第95計算期間	178,899,149	992,132,678	35,207,868,395
第96計算期間	214,167,900	881,313,744	34,540,722,551
第97計算期間	273,346,387	723,224,421	34,090,844,517
第98計算期間	218,371,717	837,663,227	33,471,553,007
第99計算期間	298,497,260	804,270,047	32,965,780,220
第100計算期間	344,063,591	698,636,573	32,611,207,238
第101計算期間	188,639,329	509,437,235	32,290,409,332
第102計算期間	338,642,146	676,713,241	31,952,338,237
第103計算期間	273,577,362	586,179,292	31,639,736,307
第104計算期間	223,307,107	615,142,552	31,247,900,862
第105計算期間	212,251,334	520,398,346	30,939,753,850
第106計算期間	219,150,410	444,700,393	30,714,203,867
第107計算期間	165,014,522	410,208,009	30,469,010,380
第108計算期間	106,358,954	426,721,324	30,148,648,010
第109計算期間	86,719,389	330,363,657	29,905,003,742
第110計算期間	125,382,415	532,522,218	29,497,863,939
第111計算期間	86,324,580	620,838,984	28,963,349,535
第112計算期間	96,520,446	411,643,551	28,648,226,430
第113計算期間	72,446,039	499,930,635	28,220,741,834
第114計算期間	160,603,456	488,006,658	27,893,338,632
第115計算期間	70,931,219	474,442,719	27,489,827,132
第116計算期間	65,395,690	408,986,027	27,146,236,795
第117計算期間	71,511,007	381,310,418	26,836,437,384
第118計算期間	85,571,610	343,433,170	26,578,575,824
第119計算期間	213,716,742	372,809,918	26,419,482,648
第120計算期間	118,974,382	439,056,625	26,099,400,405
第121計算期間	68,501,942	505,642,543	25,662,259,804
第122計算期間	99,959,362	235,791,171	25,526,427,995
第123計算期間	259,766,325	366,855,116	25,419,339,204

第124計算期間	249,257,712	377,882,575	25,290,714,341
第125計算期間	145,051,127	253,227,238	25,182,538,230
第126計算期間	258,136,739	265,929,161	25,174,745,808
第127計算期間	372,281,199	275,668,127	25,271,358,880
第128計算期間	321,786,172	332,048,530	25,261,096,522
第129計算期間	154,006,830	334,430,757	25,080,672,595
第130計算期間	135,553,274	422,669,877	24,793,555,992
第131計算期間	80,517,711	608,948,654	24,265,125,049
第132計算期間	51,428,910	339,999,063	23,976,554,896
第133計算期間	42,129,234	173,665,013	23,845,019,117
第134計算期間	50,039,344	211,951,224	23,683,107,237
第135計算期間	80,937,273	203,861,444	23,560,183,066
第136計算期間	83,307,086	316,640,460	23,326,849,692
第137計算期間	77,172,025	323,730,873	23,080,290,844
第138計算期間	74,756,349	203,341,521	22,951,705,672
第139計算期間	50,804,685	232,897,804	22,769,612,553
第140計算期間	43,658,675	406,318,882	22,406,952,346
第141計算期間	36,196,936	352,341,262	22,090,808,020
第142計算期間	101,725,879	431,806,689	21,760,727,210

（参考）

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

投資状況

令和 3年 2月26日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（%）
国債証券	パナマ	3,122,106,799	5.59
	クロアチア	2,243,586,238	4.02
	ロシア	1,985,481,170	3.55
	アラブ首長国連邦	1,821,413,583	3.26
	ドミニカ共和国	1,779,783,336	3.19
	ウクライナ	1,672,847,561	2.99
	カタール	1,665,657,744	2.98
	トルコ	1,608,156,294	2.88
	エジプト	1,577,988,230	2.83
	メキシコ	1,441,747,971	2.58
	ハンガリー	1,375,502,556	2.46
	パラグアイ	1,261,576,735	2.26
	オマーン	1,257,610,703	2.25
ブラジル	1,217,483,284	2.18	

	インドネシア	1,212,907,412	2.17
	バーレーン	1,198,547,055	2.15
	セルビア	1,132,271,936	2.03
	ガボン共和国	1,112,677,529	1.99
	セネガル共和国	1,099,942,413	1.97
	ルーマニア	1,025,555,098	1.84
	コロンビア	961,836,275	1.72
	アルゼンチン	928,930,841	1.66
	ヨルダン	871,334,716	1.56
	フィリピン	839,534,187	1.50
	アンゴラ共和国	770,959,301	1.38
	北マケドニア共和国	718,424,080	1.29
	ガーナ	671,228,464	1.20
	コートジボワール	647,994,722	1.16
	アゼルバイジャン	620,630,225	1.11
	サウジアラビア	571,718,091	1.02
	エクアドル	569,184,731	1.02
	中国	529,017,677	0.95
	スリランカ	518,820,711	0.93
	モロッコ	512,652,202	0.92
	イスラエル	490,355,002	0.88
	南アフリカ	388,537,731	0.70
	コスタリカ	381,434,631	0.68
	アルメニア共和国	371,911,778	0.67
	モンゴル国	357,238,293	0.64
	パキスタン	349,306,639	0.63
	ホンジュラス	290,604,614	0.52
	エルサルバドル	258,685,239	0.46
	バミューダ	252,599,058	0.45
	ジョージア	247,367,471	0.44
	ケニア	204,194,543	0.37
	エチオピア連邦	185,556,848	0.33
	ブルガリア	153,670,881	0.28
	ベネズエラ	103,530,000	0.19
	チリ	38,226,882	0.07
	ナイジェリア	22,776,175	0.04
	小計	44,641,105,655	79.92
特殊債券	サウジアラビア	644,460,628	1.15
	イギリス	337,526,289	0.60
	チュニジア	316,648,069	0.57
	アゼルバイジャン	93,616,875	0.17
	小計	1,392,251,861	2.49
社債券	メキシコ	1,741,550,345	3.12

	イスラエル	1,341,467,742	2.40
	ブラジル	974,942,021	1.75
	アゼルバイジャン	677,495,862	1.21
	モロッコ	533,113,181	0.95
	シンガポール	524,288,716	0.94
	マレーシア	443,377,165	0.79
	チリ	408,995,483	0.73
	インドネシア	389,023,949	0.70
	英ヴァージン諸島	257,624,447	0.46
	コロンビア	219,290,703	0.39
	カザフスタン	188,520,655	0.34
	アルゼンチン	164,702,222	0.29
	アラブ首長国連邦	89,320,704	0.16
	アイルランド	79,310,461	0.14
	ベネズエラ	67,553,750	0.12
	小計	8,100,577,406	14.50
	コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	1,723,843,711	3.09
	純資産総額	55,857,778,633	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和 3年 2月26日現在

（単位：円）

資産の種類	建別	国/地域	時価合計	投資比率（%）
債券先物取引	売建	ドイツ	5,842,849,320	10.46

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年 2月26日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アラブ首 長国連邦	国債証券	3.125 ABU DHABI G 490930	10,465,000	11,010.20	1,152,218,220	10,259.50	1,073,656,675	3.125000	2049/9/30	1.92
インドネ シア	国債証券	4.75 INDONESIA 260108	7,890,000	12,385.60	977,224,486	12,281.93	969,044,484	4.750000	2026/1/8	1.73
パラグア イ	国債証券	4.625 PARAGUAY 230125	6,730,000	11,342.29	763,336,370	11,220.10	755,113,151	4.625000	2023/1/25	1.35
メキシコ	国債証券	4.75 MEXICO 320427	6,195,000	12,412.62	768,962,062	12,032.81	745,432,734	4.750000	2032/4/27	1.33

イスラエル	社債券	4.25 ISRAEL ELEC 280814	5,990,000	12,121.95	726,105,180	12,032.81	720,765,469	4.250000	2028/8/14	1.29
パナマ	国債証券	4.3 PANAMA 530429	6,135,000	12,325.10	756,145,268	11,581.35	710,516,206	4.300000	2053/4/29	1.27
ブラジル	社債券	4.75 BANCO BRAS 240320	5,915,000	11,532.90	682,171,405	11,445.88	677,024,246	4.750000	2024/3/20	1.21
パナマ	国債証券	4.5 PANAMA 560401	5,615,000	12,630.57	709,206,786	11,740.62	659,236,094	4.500000	2056/4/1	1.18
ロシア	国債証券	5.1 RUSSIA 350328	5,200,000	13,079.69	680,144,139	12,587.11	654,530,175	5.100000	2035/3/28	1.17
パナマ	国債証券	4.5 PANAMA 500416	5,435,000	12,657.13	687,915,423	11,900.10	646,770,775	4.500000	2050/4/16	1.16
ガボン共和国	国債証券	6.625 GABONESE RE 310206	6,126,000	10,818.01	662,711,482	10,512.65	644,005,016	6.625000	2031/2/6	1.15
ウクライナ	国債証券	7.253 UKRAINE 330315	5,785,000	11,514.84	666,133,710	11,008.74	636,855,788	7.253000	2033/3/15	1.14
イスラエル	社債券	5 ISRAEL ELEC 241112	5,155,000	12,031.69	620,233,973	12,040.78	620,702,273	5.000000	2024/11/12	1.11
ブラジル	国債証券	4.75 BRAZIL 500114	6,145,000	10,864.16	667,603,170	9,987.60	613,738,404	4.750000	2050/1/14	1.10
ハンガリー	国債証券	5.375 HUNGARY 230221	5,150,000	11,692.84	602,181,486	11,652.05	600,080,833	5.375000	2023/2/21	1.07
トルコ	国債証券	5.75 TURKEY 470511	6,170,000	9,837.79	606,991,873	9,429.68	581,811,718	5.750000	2047/5/11	1.04
ロシア	国債証券	4.375 RUSSIA 290321	4,800,000	12,256.56	588,315,090	12,069.30	579,326,850	4.375000	2029/3/21	1.04
クロアチア	国債証券	1.5 CROATIA 310617	4,230,000	14,013.09	592,754,037	13,551.90	573,245,503	1.500000	2031/6/17	1.03
パナマ	国債証券	3.875 PANAMA 280317	4,830,000	11,925.02	575,978,556	11,699.24	565,073,322	3.875000	2028/3/17	1.01
セルビア	国債証券	3.125 SERBIA 270515	3,917,000	14,488.70	567,522,598	14,347.82	562,004,452	3.125000	2027/5/15	1.01
ルーマニア	国債証券	3.375 ROMANIA 500128	3,835,000	14,667.04	562,481,126	13,938.95	534,558,842	3.375000	2050/1/28	0.96
オマーン	国債証券	6.75 OMAN GOV INT 480117	5,140,000	10,718.18	550,914,517	10,388.32	533,960,066	6.750000	2048/1/17	0.96
モロッコ	社債券	4.5 OFFICE CHE 251022	4,635,000	11,598.33	537,582,827	11,501.90	533,113,181	4.500000	2025/10/22	0.95
中国	国債証券	2.25 CHINA GOVT I 501021	5,625,000	10,194.46	573,438,375	9,404.75	529,017,677	2.250000	2050/10/21	0.95
シンガポール	社債券	2.5 TEMASEK FIN 701006	5,430,000	10,121.68	549,607,509	9,655.40	524,288,716	2.500000	2070/10/6	0.94
ブラジル	国債証券	3.875 BRAZIL 300612	4,905,000	11,057.96	542,393,367	10,611.71	520,504,805	3.875000	2030/6/12	0.93
セネガル共和国	国債証券	6.75 SENEGAL 480313	4,497,000	11,503.15	517,296,937	10,968.93	493,272,839	6.750000	2048/3/13	0.88
エジプト	国債証券	8.5 ARAB REPUBLIC 470131	4,370,000	11,900.00	520,030,000	11,237.79	491,091,723	8.500000	2047/1/31	0.88
イスラエル	国債証券	3.375 ISRAEL GOVT 500115	4,570,000	11,355.20	518,932,783	10,729.86	490,355,002	3.375000	2050/1/15	0.88
セルビア	国債証券	1.5 SERBIA 290626	3,616,000	13,303.99	481,072,634	13,014.57	470,607,020	1.500000	2029/6/26	0.84

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年 2月26日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	79.92
特殊債券	2.49
社債券	14.50
合計	96.91

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

令和 3年 2月26日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額（円）	評価金額	評価金額（円）	投資比率（%）
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU BOBL 2103	売建	75	ユーロ	10,121,250	1,307,159,438	10,059,000	1,299,119,850	2.33
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-B 2103	売建	148	ユーロ	26,091,573.77	3,369,726,752	25,612,880	3,307,903,452	5.92
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU BUXL 2103	売建	46	ユーロ	10,015,359.11	1,293,483,629	9,568,920	1,235,826,018	2.21

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

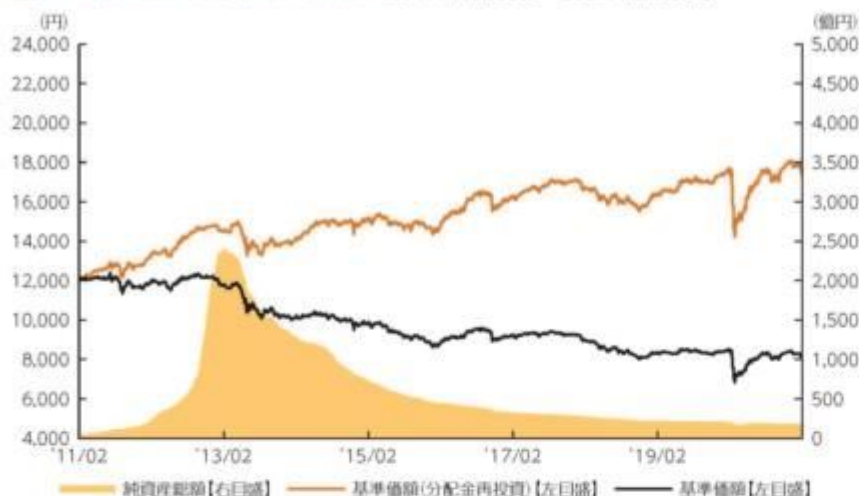
参考情報



運用実績

2021年2月26日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2011年2月28日～2021年2月26日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	8,081円
純資産総額	172.7億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2021年2月	25円
2021年1月	25円
2020年12月	25円
2020年11月	25円
2020年10月	25円
2020年9月	25円
直近1年間累計	300円
設定来累計	9,515円

•分配金は1万口当たり、税引前

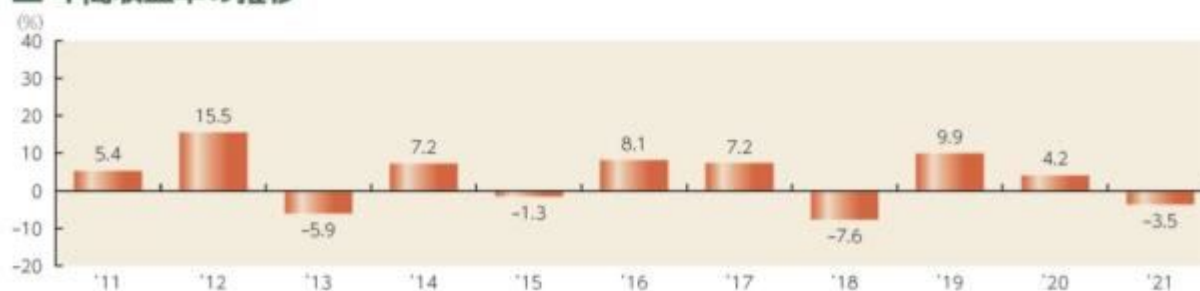
■ 主要な資産の状況

種別構成	比率	組入通貨	比率	組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
国債	79.3%	1 円	99.4%	1 3.125 ABU DHABI G 490930	国債	アラブ首長国連邦	1.9%
特殊債	2.5%	その他	0.6%	2 4.75 INDONESIA 260108	国債	インドネシア	1.7%
社債	14.4%			3 4.625 PARAGUAY 230125	国債	パラグアイ	1.3%
				4 4.75 MEXICO 320427	国債	メキシコ	1.3%
				5 4.25 ISRAEL ELEC 280814	社債	イスラエル	1.3%
				6 4.3 PANAMA 530429	国債	パナマ	1.3%
				7 4.75 BANCO BRAS 240320	社債	ブラジル	1.2%
				8 4.5 PANAMA 560401	国債	パナマ	1.2%
				9 5.1 RUSSIA 350328	国債	ロシア	1.2%
				10 4.5 PANAMA 500416	国債	パナマ	1.1%
コールローン他 (負債控除後)	3.8%						
合計	100.0%						

その他資産の状況	比率
債券先物取引(売建)	-10.4%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 社債には政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券が含まれています。
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 「国・地域」は、原則として、リスク所在国を記載しています。

■ 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2021年は年初から2月26日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

- 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和2年8月6日から令和3年2月5日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 2年 8月 5日現在]	当期 [令和 3年 2月 5日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	220,395,035	382,270,087
親投資信託受益証券	18,871,444,527	18,036,867,853
派生商品評価勘定	179,770,547	-
未収入金	62,880,351	54,889,967
流動資産合計	19,334,490,460	18,474,027,907
資産合計	19,334,490,460	18,474,027,907
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,306,900	291,454,800
未払金	-	3,497,820
未払収益分配金	58,317,124	54,401,818
未払解約金	14,453,751	48,407,221
未払受託者報酬	1,201,787	1,193,197
未払委託者報酬	25,752,558	25,568,537
未払利息	161	70
その他未払費用	68,663	68,171
流動負債合計	102,100,944	424,591,634
負債合計	102,100,944	424,591,634
純資産の部		
元本等		
元本	23,326,849,692	21,760,727,210
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,094,460,176	3,711,290,937
（分配準備積立金）	76,607,743	47,171,763
元本等合計	19,232,389,516	18,049,436,273
純資産合計	19,232,389,516	18,049,436,273
負債純資産合計	19,334,490,460	18,474,027,907

(2)【損益及び剰余金計算書】

	前期		当期			
	自 至	令和 2年 令和 2年	2月 6日 8月 5日	自 至	令和 2年 令和 3年	8月 6日 2月 5日
営業収益						
受取利息			2,434			259
有価証券売買等損益			500,896,145			633,152,609
為替差損益			548,508,874			25,983,409
営業収益合計			47,615,163			607,169,459
営業費用						
支払利息			74,498			30,388
受託者報酬			7,164,431			7,257,225
委託者報酬			153,523,483			155,511,912
その他費用			415,275			414,636
営業費用合計			161,177,687			163,214,161
営業利益又は営業損失（ ）			113,562,524			443,955,298
経常利益又は経常損失（ ）			113,562,524			443,955,298
当期純利益又は当期純損失（ ）			113,562,524			443,955,298
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）			26,671,168			1,247,599
期首剰余金又は期首欠損金（ ）			3,930,391,438			4,094,460,176
剰余金増加額又は欠損金減少額			360,177,140			343,340,087
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			360,177,140			343,340,087
剰余金減少額又は欠損金増加額			80,712,427			67,723,505
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			80,712,427			67,723,505
分配金			356,642,095			337,650,240
期末剰余金又は期末欠損金（ ）			4,094,460,176			3,711,290,937

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期	当期
	[令和 2年 8月 5日現在]	[令和 3年 2月 5日現在]
1. 期首元本額	24,793,555,992円	23,326,849,692円
期中追加設定元本額	388,359,558円	384,314,549円
期中一部解約元本額	1,855,065,858円	1,950,437,031円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	4,094,460,176円	3,711,290,937円

	前期 [令和 2年 8月 5日現在]	当期 [令和 3年 2月 5日現在]
3. 受益権の総数	23,326,849,692口	21,760,727,210口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年 2月 6日 至 令和 2年 8月 5日	当期 自 令和 2年 8月 6日 至 令和 3年 2月 5日																																																																																																																		
<p>1.運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の55以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2.分配金の計算過程</p> <p>第131期 令和 2年 2月 6日 令和 2年 3月 5日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>69,783,592円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>693,187,737円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>12,962,966円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>775,934,295円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>24,265,125,049口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>319円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>25円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>60,662,812円</td> </tr> </tbody> </table> <p>第132期 令和 2年 3月 6日 令和 2年 4月 6日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>59,344,383円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>685,064,902円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>22,097,075円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>766,506,360円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>23,976,554,896口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>319円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>25円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	69,783,592円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	693,187,737円	分配準備積立金額	D	12,962,966円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	775,934,295円	当ファンドの期末残存口数	F	24,265,125,049口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	319円	1万口当たり分配金額	H	25円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	60,662,812円	項目			費用控除後の配当等収益額	A	59,344,383円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	685,064,902円	分配準備積立金額	D	22,097,075円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	766,506,360円	当ファンドの期末残存口数	F	23,976,554,896口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	319円	1万口当たり分配金額	H	25円	<p>1.運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の55以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2.分配金の計算過程</p> <p>第137期 令和 2年 8月 6日 令和 2年 9月 7日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>45,382,026円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>660,513,137円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>75,966,693円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>781,861,856円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>23,080,290,844口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>338円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>25円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>57,700,727円</td> </tr> </tbody> </table> <p>第138期 令和 2年 9月 8日 令和 2年10月 5日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>39,169,118円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>657,134,921円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>63,430,978円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>759,735,017円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>22,951,705,672口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>331円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>25円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	45,382,026円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	660,513,137円	分配準備積立金額	D	75,966,693円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	781,861,856円	当ファンドの期末残存口数	F	23,080,290,844口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	338円	1万口当たり分配金額	H	25円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	57,700,727円	項目			費用控除後の配当等収益額	A	39,169,118円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	657,134,921円	分配準備積立金額	D	63,430,978円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	759,735,017円	当ファンドの期末残存口数	F	22,951,705,672口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	331円	1万口当たり分配金額	H	25円
項目																																																																																																																			
費用控除後の配当等収益額	A	69,783,592円																																																																																																																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																																																																																	
収益調整金額	C	693,187,737円																																																																																																																	
分配準備積立金額	D	12,962,966円																																																																																																																	
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	775,934,295円																																																																																																																	
当ファンドの期末残存口数	F	24,265,125,049口																																																																																																																	
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	319円																																																																																																																	
1万口当たり分配金額	H	25円																																																																																																																	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	60,662,812円																																																																																																																	
項目																																																																																																																			
費用控除後の配当等収益額	A	59,344,383円																																																																																																																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																																																																																	
収益調整金額	C	685,064,902円																																																																																																																	
分配準備積立金額	D	22,097,075円																																																																																																																	
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	766,506,360円																																																																																																																	
当ファンドの期末残存口数	F	23,976,554,896口																																																																																																																	
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	319円																																																																																																																	
1万口当たり分配金額	H	25円																																																																																																																	
項目																																																																																																																			
費用控除後の配当等収益額	A	45,382,026円																																																																																																																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																																																																																	
収益調整金額	C	660,513,137円																																																																																																																	
分配準備積立金額	D	75,966,693円																																																																																																																	
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	781,861,856円																																																																																																																	
当ファンドの期末残存口数	F	23,080,290,844口																																																																																																																	
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	338円																																																																																																																	
1万口当たり分配金額	H	25円																																																																																																																	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	57,700,727円																																																																																																																	
項目																																																																																																																			
費用控除後の配当等収益額	A	39,169,118円																																																																																																																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																																																																																	
収益調整金額	C	657,134,921円																																																																																																																	
分配準備積立金額	D	63,430,978円																																																																																																																	
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	759,735,017円																																																																																																																	
当ファンドの期末残存口数	F	22,951,705,672口																																																																																																																	
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	331円																																																																																																																	
1万口当たり分配金額	H	25円																																																																																																																	

前期 自 令和 2年 2月 6日 至 令和 2年 8月 5日			当期 自 令和 2年 8月 6日 至 令和 3年 2月 5日		
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	59,941,387円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	57,379,264円
第133期 令和 2年 4月 7日 令和 2年 5月 7日			第139期 令和 2年10月 6日 令和 2年11月 5日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	81,056,622円	費用控除後の配当等収益額	A	63,194,168円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	681,393,905円	収益調整金額	C	652,080,669円
分配準備積立金額	D	21,406,234円	分配準備積立金額	D	44,982,078円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	783,856,761円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	760,256,915円
当ファンドの期末残存口数	F	23,845,019,117口	当ファンドの期末残存口数	F	22,769,612,553口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	328円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	333円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	59,612,547円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	56,924,031円
第134期 令和 2年 5月 8日 令和 2年 6月 5日			第140期 令和 2年11月 6日 令和 2年12月 7日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	63,468,541円	費用控除後の配当等収益額	A	67,550,399円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	676,904,214円	収益調整金額	C	641,836,037円
分配準備積立金額	D	42,550,033円	分配準備積立金額	D	50,547,185円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	782,922,788円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	759,933,621円
当ファンドの期末残存口数	F	23,683,107,237口	当ファンドの期末残存口数	F	22,406,952,346口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	330円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	339円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	59,207,768円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	56,017,380円
第135期 令和 2年 6月 6日 令和 2年 7月 6日			第141期 令和 2年12月 8日 令和 3年 1月 5日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	74,282,596円	費用控除後の配当等収益額	A	55,728,672円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	673,634,580円	収益調整金額	C	632,918,414円
分配準備積立金額	D	46,543,438円	分配準備積立金額	D	61,873,769円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	794,460,614円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	750,520,855円
当ファンドの期末残存口数	F	23,560,183,066口	当ファンドの期末残存口数	F	22,090,808,020口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	337円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	339円

前期 自 令和 2年 2月 6日 至 令和 2年 8月 5日			当期 自 令和 2年 8月 6日 至 令和 3年 2月 5日		
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	58,900,457円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	55,227,020円
第136期 令和 2年 7月 7日 令和 2年 8月 5日			第142期 令和 3年 1月 6日 令和 3年 2月 5日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	73,422,866円	費用控除後の配当等収益額	A	38,864,582円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	667,269,161円	収益調整金額	C	623,893,484円
分配準備積立金額	D	61,502,001円	分配準備積立金額	D	62,708,999円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	802,194,028円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	725,467,065円
当ファンドの期末残存口数	F	23,326,849,692口	当ファンドの期末残存口数	F	21,760,727,210口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	343円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	333円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	58,317,124円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	54,401,818円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年 2月 6日 至 令和 2年 8月 5日	当期 自 令和 2年 8月 6日 至 令和 3年 2月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

区分	前期 自 令和 2年 2月 6日 至 令和 2年 8月 5日	当期 自 令和 2年 8月 6日 至 令和 3年 2月 5日
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2年 8月 5日現在]	当期 [令和 3年 2月 5日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p>

区分	前期	当期
	[令和 2年 8月 5日現在]	[令和 3年 2月 5日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[令和 2年 8月 5日現在]	[令和 3年 2月 5日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	264,835,829	209,942,121
合計	264,835,829	209,942,121

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期 [令和 2年 8月 5日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	18,644,713,647		18,467,250,000	177,463,647
合計		18,644,713,647		18,467,250,000	177,463,647

当期 [令和 3年 2月 5日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	17,342,794,200		17,634,249,000	291,454,800
合計		17,342,794,200		17,634,249,000	291,454,800

（注）時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [令和 2年 8月 5日現在]	当期 [令和 3年 2月 5日現在]
1口当たり純資産額	0.8245円	0.8295円
(1万口当たり純資産額)	(8,245円)	(8,295円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド	4,655,035,965	18,036,867,853	
	合計	4,655,035,965	18,036,867,853	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 3年 2月 5日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	1,850,793,208
コール・ローン	450,862,379
国債証券	45,103,231,505
特殊債券	1,289,765,624
社債券	8,357,627,421
派生商品評価勘定	167,357,862
未収入金	167,276,416
未収利息	626,627,312
前払費用	36,393,014
差入委託証拠金	154,554,666
流動資産合計	58,204,489,407
資産合計	58,204,489,407
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	12,731,224
未払金	341,612,927
未払解約金	82,530,632
未払利息	83
流動負債合計	436,874,866
負債合計	436,874,866
純資産の部	
元本等	
元本	14,908,860,773
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	42,858,753,768
元本等合計	57,767,614,541
純資産合計	57,767,614,541
負債純資産合計	58,204,489,407

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
--------------------	---

2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 3年 2月 5日現在]
1. 期首	令和 2年 8月 6日
期首元本額	15,875,148,236円
期中追加設定元本額	606,760,332円
期中一部解約元本額	1,573,047,795円
元本の内訳	
エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）	5,587,114,529円
エマージング・ソブリン・オープン（1年決算型）	3,303,518,609円
エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	4,655,035,965円
グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）	943,749,470円
エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）	286,521,079円
エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり	132,921,121円
合計	14,908,860,773円
2. 受益権の総数	14,908,860,773口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 2年 8月 6日 至 令和 3年 2月 5日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

区分	自 令和 2年 8月 6日 至 令和 3年 2月 5日
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年 2月 5日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 3年 2月 5日現在]	
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	
国債証券	578,753,153	
特殊債券	20,297,366	
社債券	166,645,906	
合計	765,696,425	

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

債券関連

[令和 3年 2月 5日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	売建	5,709,054,113		5,656,587,464	52,466,649
合計		5,709,054,113		5,656,587,464	52,466,649

（注）時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

[令和 3年 2月 5日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	6,778,940,324		6,892,507,521	113,567,197
	ユーロ	215,571,927		215,426,750	145,177
	売建				
	アメリカドル	249,297,960		252,163,371	2,865,411
	ユーロ	6,667,179,280		6,675,575,900	8,396,620
合計		13,910,989,491		14,035,673,542	102,159,989

（注）時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- （イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- （ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[令和 3年 2月 5日現在]
1口当たり純資産額	3,8747円
(1万口当たり純資産額)	(38,747円)

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	国債証券	0 ECUADOR 300731	823,779.00	368,641.10	
		1 ARGENTINA 290709	844,513.00	350,050.56	
		2.125 SERBIA 301201	600,000.00	584,713.20	
		2.25 CHINA GOVT I 501021	5,625,000.00	5,397,067.06	
		2.375 GOVT OF BER 300820	425,000.00	440,937.50	
		2.65 PHILIPPINE 451210	5,535,000.00	5,451,079.93	
		2.75 SAUDI INTERN 320203	785,000.00	818,166.25	
		3 COLOMBIA 300130	3,920,000.00	4,056,710.00	
		3.125 ABU DHABI G 300416	2,795,000.00	3,115,307.00	
		3.125 ABU DHABI G 490930	9,675,000.00	10,049,548.27	
		3.125 COLOMBIA 310415	1,865,000.00	1,929,808.75	
		3.16 PANAMA 300123	2,175,000.00	2,331,349.87	

3.25 MEXICO 300416	710,000.00	754,140.70
3.25 SAUDI INTERN 301022	765,000.00	833,192.10
3.25 TURKEY 230323	1,885,000.00	1,886,626.75
3.375 GOVT OF BER 500820	275,000.00	292,531.25
3.375 ISRAEL GOVT 500115	4,570,000.00	4,884,073.25
3.45 SAUDI INTERN 610202	1,747,000.00	1,720,786.26
3.5 AZERBAIJAN 320901	2,195,000.00	2,335,633.65
3.6 REPUBLIC OF A 310202	2,045,000.00	1,983,547.75
3.625 OMAN 210615	2,575,000.00	2,588,261.25
3.625 SAUDI INTER 280304	1,055,000.00	1,182,602.25
3.7 PHILIPPINE 410301	1,765,000.00	1,998,099.35
3.7 PHILIPPINE 420202	465,000.00	527,193.75
3.75 PANAMA NOTAS 260417	2,290,000.00	2,504,034.85
3.75 QATAR 300416	315,000.00	366,237.90
3.75 SAUDI INTERN 550121	1,478,000.00	1,549,771.68
3.87 PANAMA 600723	320,000.00	343,200.00
3.875 BRAZIL 300612	4,905,000.00	5,104,878.75
3.875 PANAMA 280317	4,830,000.00	5,420,974.65
3.9 DUBAI GOVT IN 500909	3,480,000.00	3,369,057.60
3.95 PHILIPPINE 400120	2,670,000.00	3,120,221.75
4 QATAR 290314	820,000.00	962,007.60
4.125 ABU DHABI G 471011	675,000.00	824,866.87
4.125 COLOMBIA 510515	1,735,000.00	1,806,152.35
4.25 MOROCCO 221211	501,000.00	529,391.67
4.25 RUSSIA 270623	3,600,000.00	4,099,770.00
4.3 PANAMA 530429	6,135,000.00	7,116,661.35
4.35 INDONESIA 270108	365,000.00	422,392.60
4.35 INDONESIA 480111	875,000.00	1,029,039.13
4.375 RUSSIA 290321	4,800,000.00	5,537,083.20
4.5 MEXICO 290422	3,422,000.00	3,958,826.25
4.5 PANAMA 500416	5,435,000.00	6,474,498.10
4.5 PANAMA 560401	5,615,000.00	6,674,887.40
4.5 QATAR 280423	4,125,000.00	4,958,588.25
4.5 SAUDI INTERNA 461026	275,000.00	322,845.87
4.6 MEXICO 460123	865,000.00	952,282.82
4.625 INDONESIA 430415	395,000.00	472,635.55
4.625 PARAGUAY 230125	6,730,000.00	7,184,342.30
4.625 QATAR 460602	2,135,000.00	2,750,375.32
4.75 AZERBAIJAN 240318	3,267,000.00	3,595,072.14
4.75 BRAZIL 500114	6,145,000.00	6,283,323.95
4.75 GOVT OF BERM 290215	1,415,000.00	1,702,046.90
4.75 INDONESIA 260108	7,890,000.00	9,197,406.92
	4,235,000.00	4,971,890.00

4.75 MEXICO 320427		
4.75 MEXICO 440308	466,000.00	525,091.13
4.75 OMAN 260615	557,000.00	574,825.11
4.75 RUSSIA 260527	1,400,000.00	1,611,919.40
4.75 TURKEY 260126	1,090,000.00	1,112,797.35
4.875 DOMINICAN 320923	3,245,000.00	3,500,543.75
4.875 OMAN GOV IN 250201	415,000.00	436,225.17
4.875 TURKEY 261009	3,120,000.00	3,187,994.16
4.875 TURKEY 430416	400,000.00	342,080.00
4.95 JORDAN 250707	1,550,000.00	1,662,530.00
5 BRAZIL 450127	800,000.00	847,436.00
5 COLOMBIA 450615	1,465,000.00	1,702,710.90
5 MEXICO 510427	2,725,000.00	3,177,377.25
5 PARAGUAY 260415	208,000.00	240,656.00
5.1 RUSSIA 350328	3,400,000.00	4,203,756.60
5.103 QATAR 480423	600,000.00	815,107.20
5.125 MONGOLIA IN 221205	1,302,000.00	1,354,080.00
5.125 MONGOLIA IN 260407	1,568,000.00	1,691,513.54
5.125 TURKEY 280217	440,000.00	448,382.00
5.25 BAHRAIN 330125	1,275,000.00	1,293,914.62
5.3 DOMINICAN 410121	490,000.00	514,377.50
5.375 HUNGARY 230221	5,150,000.00	5,667,590.45
5.375 OMAN GOV IN 270308	400,000.00	420,020.00
5.5 CROATIA 230404	2,525,000.00	2,789,387.70
5.5 MOROCCO 421211	379,000.00	467,163.73
5.6 PARAGUAY 480313	1,345,000.00	1,684,625.95
5.625 BAHRAIN 310930	3,610,000.00	3,761,800.50
5.625 HONDURAS GO 300624	890,000.00	1,011,040.00
5.625 MONGOLIA IN 230501	285,000.00	301,743.75
5.625 OMAN GOV IN 280117	210,000.00	220,749.27
5.75 HUNGARY 231122	764,000.00	872,873.82
5.75 SOUTH AFRICA 490930	3,930,000.00	3,830,201.58
5.75 TURKEY 470511	6,170,000.00	5,712,864.70
5.85 JORDAN 300707	2,170,000.00	2,400,779.50
5.875 TURKEY 310626	1,120,000.00	1,151,080.00
5.95 DOMINICAN 270125	1,005,000.00	1,166,061.30
5.95 TURKEY 310115	1,605,000.00	1,664,401.05
6 CROATIA 240126	1,440,000.00	1,662,300.00
6 DOMINICAN 280719	1,280,000.00	1,497,932.80
6.1 PARAGUAY 440811	2,400,000.00	3,144,024.00
6.125 COSTA RICA 310219	3,550,000.00	3,598,848.00
6.125 IVORY COAST 330615	255,000.00	282,654.75
6.125 JORDAN 260129	1,460,000.00	1,636,864.40

6.125 ROMANIA 440122	1,070,000.00	1,478,008.12
6.2 SRI LANKA 270511	780,000.00	473,850.00
6.25 BAHRAIN 510125	1,125,000.00	1,138,474.12
6.25 HONDURAS GOV 270119	150,000.00	173,310.00
6.25 OMAN GOV INT 310125	975,000.00	1,045,969.27
6.25 SENEGAL 240730	1,645,000.00	1,828,927.45
6.375 CROATIA 210324	3,800,000.00	3,831,574.20
6.375 ELSALVADOR 270118	335,000.00	325,368.75
6.375 GABONESE RE 241212	1,475,993.00	1,555,704.00
6.375 REP GHANA 270211	220,000.00	229,274.10
6.4 DOMINICAN 490605	3,830,000.00	4,385,388.30
6.5 OMAN GOV INTE 470308	949,000.00	945,593.09
6.625 FEDERAL REP 241211	1,866,000.00	1,786,079.22
6.625 GABONESE RE 310206	3,076,000.00	3,123,739.52
6.75 BAHRAIN 290920	305,000.00	346,765.17
6.75 OMAN GOV INT 480117	5,140,000.00	5,185,077.80
6.75 SENEGAL 480313	4,497,000.00	4,868,677.05
6.85 DOMINICAN 450127	2,452,000.00	2,930,164.52
6.85 SRI LANKA 240314	985,000.00	637,787.50
6.85 SRI LANKA 251103	6,074,000.00	3,771,285.86
6.875 DOMINICAN 260129	145,000.00	172,007.70
6.875 GEORGIA 210412	2,318,000.00	2,338,201.37
6.875 KENYA REP 240624	1,170,000.00	1,301,706.90
6.875 PAKISTAN 271205	2,425,000.00	2,622,916.37
6.95 GABONESE REP 250616	2,720,000.00	2,924,163.20
7 KENYA REP 270522	555,000.00	622,349.25
7 OMAN GOV INTERN 510125	630,000.00	648,418.05
7.0529 ARAB REPUB 320115	1,075,000.00	1,166,794.25
7.1246 ELSALVADOR 500120	1,685,000.00	1,545,987.50
7.143 NIGERIA REP 300223	200,000.00	217,446.00
7.15 REPUBLIC OF 250326	1,435,000.00	1,660,834.56
7.25 SERBIA REP 210928	355,000.00	369,958.63
7.253 UKRAINE 330315	5,785,000.00	6,269,493.75
7.375 BAHRAIN 300514	3,250,000.00	3,803,572.50
7.375 JORDAN 471010	2,355,000.00	2,705,306.25
7.375 UKRAINE 320925	2,657,000.00	2,896,555.12
7.45 DOMINICAN 440430	2,857,000.00	3,639,103.75
7.5 BAHRAIN 470920	1,025,000.00	1,176,351.50
7.5 HONDURAS GOVE 240315	1,435,000.00	1,592,146.85
7.55 SRI LANKA 300328	445,000.00	273,675.00
7.6003 ARAB REPUB 290301	1,670,000.00	1,913,252.20
7.625 ARAB REPUB 320529	685,000.00	773,467.75

	7.625 ELSALVADOR 410201	155,000.00	148,800.00
	7.625 REP GHANA 290516	1,930,000.00	2,062,262.90
	7.75 UKRAINE 220901	1,025,000.00	1,092,076.00
	7.75 UKRAINE 260901	3,507,000.00	3,994,052.16
	7.75 UKRAINE 270901	1,990,000.00	2,258,789.30
	7.875 NIGERIA REP 320216	1,297,000.00	1,441,965.69
	7.875 REP GHANA 350211	2,485,000.00	2,539,284.82
	7.903 ARAB REPUPL 480221	3,443,000.00	3,667,724.61
	8 ANGOLA REP 291126	2,090,000.00	2,091,306.25
	8.125 REP GHANA 320326	945,000.00	1,001,208.60
	8.25 ANGOLA REP 280509	1,249,000.00	1,261,802.25
	8.25 ELSALVADOR 320410	365,000.00	367,737.50
	8.25 PAKISTAN 240415	200,000.00	222,760.00
	8.25 PAKISTAN 250930	400,000.00	450,260.00
	8.25 VENEZUELA 241013	2,030,000.00	200,970.00
	8.5 ARAB REPUBLIC 470131	4,370,000.00	4,894,400.00
	8.627 REP GHANA 490616	625,000.00	635,862.50
	8.747 NIGERIA REP 310121	1,365,000.00	1,609,846.87
	8.75 SENEGAL 210513	3,830,000.00	3,903,478.55
	8.875 ARAB REPUPL 500529	810,000.00	936,846.00
	9.125 ANGOLA REP 491126	722,000.00	711,899.22
	9.25 VENEZUELA 280507	7,570,000.00	749,430.00
	9.375 ANGOLA REP 480508	3,265,000.00	3,278,713.00
	FRN ARGENTINA 300709	6,978,467.00	2,676,311.85
	FRN ARGENTINA 350709	6,926,298.00	2,361,936.86
	FRN ARGENTINA 380109	1,359,976.00	531,750.61
	FRN ARGENTINA 410709	11,155,000.00	4,043,687.50
	FRN ECUADOR 300731	815,692.00	490,239.04
	FRN ECUADOR 350731	6,663,381.00	3,315,098.68
	FRN ECUADOR 400731	3,138,396.00	1,475,046.12
	国債証券 小計	375,654,495.00	368,783,429.82 (38,921,403,183)
特殊債券	1.625 SAUDI ARABI 251124	200,000.00	204,298.78
	2.75 SAUDI ARABIA 220416	2,450,000.00	2,516,049.06
	2.875 SAUDI ARABI 240416	655,000.00	695,652.77
	3.5 INTERNATIONAL 240901	890,000.00	867,750.00
	4.25 SAUDI ARABIA 390416	1,705,000.00	1,954,202.94
	5.75 BANQ TUNIS 250130	1,690,000.00	1,574,743.69
	7.375 KONDOR FINA 220719	1,205,000.00	1,244,542.07
	特殊債券 小計	8,795,000.00	9,057,239.31 (955,901,036)
社債券	2.5 MDGH - GMTN B 241107	520,000.00	549,848.00
	2.5 TEMASEK FIN 701006	5,430,000.00	5,172,776.55

2.7 SINOPEC GRP 300513	2,380,000.00	2,467,343.14	
2.875 MDGH - GMTN 300521	240,000.00	257,400.00	
3.348 COMISION EL 310209	1,155,000.00	1,166,550.00	
3.5 PETRONAS CAPI 300421	790,000.00	888,051.68	
3.625 ABU DHABI 230112	560,000.00	592,160.80	
3.625 CENT ELET B 250204	475,000.00	487,563.75	
3.75 EMPRESA NAC 260805	3,170,000.00	3,455,708.61	
3.95 MDGH - GMTN 500521	485,000.00	556,421.10	
4 PERUSAHAAN 500630	790,000.00	812,910.00	
4.25 ISRAEL ELEC 280814	5,990,000.00	6,833,931.10	
4.375 PERUSAHAAN 500205	400,000.00	428,000.00	
4.5 OFFICE CHE 251022	4,635,000.00	5,059,603.08	
4.55 PETRONAS CAP 500421	1,970,000.00	2,503,031.41	
4.625 CENT ELET B 300204	610,000.00	634,558.60	
4.677 COMISION EL 510209	490,000.00	494,900.00	
4.75 BANCO BRAS 240320	5,915,000.00	6,420,436.75	
4.75 STATE OIL AZ 230313	200,000.00	213,135.00	
4.8 PETRONAS CAPI 600421	735,000.00	1,008,786.57	
4.875 ABU DHABI 300423	205,000.00	254,833.86	
5 ISRAEL ELEC 241112	5,155,000.00	5,837,496.22	
5.25 EMPRESA NAC 291106	355,000.00	419,037.77	
5.25 PERUSAHAAN 470515	1,155,000.00	1,350,171.90	
5.7 RZD CAPITA 220405	710,000.00	747,295.59	
5.75 CENT ELET BR 211027	1,650,000.00	1,701,562.50	
5.75 KAZMUNAYGAS 470419	1,470,000.00	1,895,845.77	
5.95 PETRO MEX 310128	1,475,000.00	1,431,782.50	
6 PETROLEOS 261115	14,960,000.00	635,800.00	
6.15 PERUSAHAAN 480521	960,000.00	1,262,491.20	
6.375 PETROLEOS M 450123	635,000.00	565,689.75	
6.625 PETRO MEX 380615	1,755,000.00	1,640,925.00	
6.75 PETRO MEX 470921	4,153,000.00	3,796,423.42	
6.84 PETRO MEX 300123	3,735,000.00	3,836,405.25	
6.875 ECOPETROL 300429	1,690,000.00	2,145,032.50	
6.875 SOUTHERN GA 260324	3,345,000.00	4,056,280.80	
6.95 STATE OIL AZ 300318	1,690,000.00	2,176,387.07	
6.95 YPF SOCIEDAD 270721	160,000.00	101,416.00	
7 YPF SOCIEDAD AN 471215	792,000.00	462,773.52	
7.69 PETRO MEX 500123	3,961,000.00	3,903,050.57	
8.5 YPF SOCIEDAD 250323	1,156,000.00	965,375.60	
社債券 小計	88,107,000.00	79,189,192.93 (8,357,627,421)	
	472,556,495.00	457,029,862.06	

アメリカドル合計				(48,234,931,640)	
ユーロ	国債証券	1.1 INDONESIA 330312	385,000.00	386,971.20	
		1.125 CROATIA 290619	2,760,000.00	2,897,900.64	
		1.25 CHILE 400129	295,000.00	302,193.57	
		1.375 BULGARIA 500923	1,310,000.00	1,333,606.20	
		1.375 MOROCCO 260330	340,000.00	346,375.00	
		1.375 ROMANIA 291202	1,247,000.00	1,272,052.23	
		1.45 MEXICO 331025	380,000.00	369,322.00	
		1.5 CROATIA 310617	4,230,000.00	4,589,655.73	
		1.5 HUNGARY 501117	830,000.00	829,922.81	
		1.5 MOROCCO 311127	1,940,000.00	1,922,384.80	
		1.5 SERBIA 290626	3,616,000.00	3,724,913.92	
		1.625 HUNGARY 320428	2,105,000.00	2,301,985.90	
		1.75 HUNGARY 350605	2,065,000.00	2,275,547.40	
		2 MOROCCO 300930	1,300,000.00	1,340,300.00	
		2.125 MEXICO 511025	720,000.00	654,705.36	
		2.625 ROMANIA 401202	1,105,000.00	1,161,023.50	
		2.75 NORTH MACEDO 250118	640,000.00	679,998.72	
		2.875 ROMANIA 290311	265,000.00	299,289.41	
		3 CROATIA 270320	2,865,000.00	3,340,012.98	
		3.125 SERBIA 270515	3,917,000.00	4,394,290.35	
		3.375 ROMANIA 500128	3,835,000.00	4,355,254.56	
		3.675 NORTH MACED 260603	2,060,000.00	2,312,339.70	
		3.975 MACEDONIA 210724	2,550,000.00	2,595,874.50	
		4.75 ARAB REPUBLI 250411	210,000.00	220,984.05	
		5.25 IVORY COAST 300322	330,000.00	354,771.45	
		5.875 IVORY COAST 311017	3,150,000.00	3,493,003.50	
		6.375 ARAB REPUBLI 310411	145,000.00	157,528.00	
		6.875 IVORY COAST 401017	905,000.00	1,029,509.90	
		国債証券 小計	45,500,000.00	48,941,717.38	(6,181,828,322)
		特殊債券	5.625 BANQ TUNIS 240217	200,000.00	187,000.00
			6.375 BANQ TUNIS 260715	1,115,000.00	1,040,266.01
			7.125 KONDOR FINA 240719	1,370,000.00	1,415,949.80
	特殊債券 小計	2,685,000.00	2,643,215.81	(333,864,588)	
ユーロ合計			48,185,000.00	51,584,933.19	(6,515,692,910)
合計				54,750,624,550	(54,750,624,550)

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券	169銘柄	80.69%
	特殊債券	7銘柄	1.98%
	社債券	41銘柄	17.33%
ユーロ	国債証券	28銘柄	94.88%
	特殊債券	3銘柄	5.12%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

2【ファンドの現況】

【エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり】

【純資産額計算書】

令和3年2月26日現在

（単位：円）

資産総額	17,647,425,897
負債総額	373,457,172
純資産総額（ - ）	17,273,968,725
発行済口数	21,377,032,659口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.8081
（10,000口当たり）	（8,081）

（参考）

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

純資産額計算書

令和3年2月26日現在

(単位:円)

資産総額	56,135,851,069
負債総額	278,072,436
純資産総額(-)	55,857,778,633
発行済口数	14,687,560,268口
1口当たり純資産価額(/)	3.8031
(10,000口当たり)	(38,031)

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

(1) 資本金の額等

2021年2月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2021年2月26日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	877	16,102,922
追加型公社債投資信託	16	1,541,493
単位型株式投資信託	75	334,899
単位型公社債投資信託	38	176,313
合計	1,006	18,155,626

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度に係る中間会計期

間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人
トーマツにより中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	第34期 (平成31年3月31日現在)		第35期 (令和2年3月31日現在)	
(単位：千円)				
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	53,969,686	2	56,398,457
有価証券		1,403,513		1,960,318
前払費用		514,587		575,904
未収入金		2,284		14,559
未収委託者報酬		9,995,458		10,296,453
未収収益	2	560,483	2	638,994
金銭の信託	2	100,000	2	100,000
その他		153,256		254,330
流動資産合計		66,699,271		70,239,017
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	617,032	1	584,048
器具備品	1	665,247	1	871,893
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		1,910,713		2,084,375
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,670,753		3,369,611
ソフトウェア仮勘定		536,345		1,374,932
無形固定資産合計		4,222,921		4,760,365
投資その他の資産				
投資有価証券		21,408,781		16,704,756
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	1	824,268	1	819,255
長期差入保証金		593,536		565,358
前払年金費用		415,234		375,031
繰延税金資産		1,496,180		1,912,824
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		25,079,767		20,718,993
固定資産合計		31,213,401		27,563,734
資産合計		97,912,673		97,802,752

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)		第35期 (令和2年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		293,258		687,565

未払金				
未払収益分配金		170,281		131,478
未払償還金		448,695		395,400
未払手数料	2	3,990,054	2	4,026,078
その他未払金	2	3,961,765	2	3,818,195
未払費用	2	3,803,995	2	4,402,578
未払消費税等		194,852		629,469
未払法人税等		573,657		617,341
賞与引当金		901,135		933,517
役員賞与引当金		140,100		124,590
その他		868,992		701,285
流動負債合計		15,346,788		16,467,499
固定負債				
長期未払金		43,200		32,400
退職給付引当金		860,851		1,010,401
役員退職慰労引当金		144,303		130,784
時効後支払損引当金		247,767		238,811
固定負債合計		1,296,122		1,412,398
負債合計		16,642,910		17,879,897
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000,131		2,000,131
資本剰余金				
資本準備金		3,572,096		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712		44,732,712
利益剰余金				
利益準備金		342,589		342,589
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998,000		6,998,000
繰越利益剰余金		26,069,594		25,847,605
利益剰余金合計		33,410,184		33,188,194
株主資本合計		80,143,028		79,921,039

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,126,733	1,815
評価・換算差額等合計	1,126,733	1,815
純資産合計	81,269,762	79,922,854
負債純資産合計	97,912,673	97,802,752

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)		第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		70,375,414		67,967,489
投資顧問料		2,505,299		2,385,084
その他営業収益		18,844		16,085
営業収益合計		72,899,557		70,368,658
営業費用				
支払手数料	2	28,533,952	2	27,106,451
広告宣伝費		739,643		696,418
公告費		500		1,000
調査費				
調査費		1,794,755		1,857,271
委託調査費		12,194,996		11,579,175
事務委託費		1,016,816		847,769
営業雑経費				
通信費		170,794		153,731
印刷費		427,442		427,118
協会費		48,375		52,053
諸会費		16,175		15,990
事務機器関連費		1,841,631		1,953,926
営業費用合計		46,785,083		44,690,907
一般管理費				
給料				
役員報酬		349,083		331,987
給料・手当		6,453,717		6,611,427
賞与引当金繰入		901,135		933,517
役員賞与引当金繰入		140,100		124,590
福利厚生費		1,234,293		1,276,950
交際費		13,011		11,871
旅費交通費		200,426		165,891
租税公課		373,201		360,165
不動産賃借料		654,886		647,402
退職給付費用		428,912		422,919
役員退職慰労引当金繰入		51,159		48,183
固定資産減価償却費		1,252,321		1,307,555
諸経費		523,213		427,212
一般管理費合計		12,575,461		12,669,674
営業利益		13,539,012		13,008,076

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)		第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金		181,073		90,965
受取利息	2	1,913	2	4,169
投資有価証券償還益		416,706		585,179
収益分配金等時効完成分		44,392		101,734
受取賃貸料	2	38,388	2	65,808

その他		11,871		19,987
営業外収益合計		694,346		867,845
営業外費用				
投資有価証券償還損		118,173		96,379
時効後支払損引当金繰入		1,166		
事務過誤費		420		3,483
賃貸関連費用		35,994		20,339
その他		1,481		1,920
営業外費用合計		157,235		122,122
経常利益		14,076,123		13,753,799
特別利益				
投資有価証券売却益		501,778		174,842
特別利益合計		501,778		174,842
特別損失				
投資有価証券売却損		135,399		75,963
投資有価証券評価損		62,310		163,865
固定資産除却損	1	4,848	1	8,832
固定資産売却損		225		435
システム関連費		322,986		
商標使用料		90,000		
特別損失合計		615,770		249,096
税引前当期純利益		13,962,130		13,679,545
法人税、住民税及び事業税	2	4,420,179	2	4,146,534
法人税等調整額		100,112		79,824
法人税等合計		4,320,066		4,226,359
当期純利益		9,642,064		9,453,186

(3) 【株主資本等変動計算書】

第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計	
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344	
当期変動額										
剰余金の配当								11,363,380	11,363,380	11,363,380
当期純利益								9,642,064	9,642,064	9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計								1,721,316	1,721,316	1,721,316
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剰余金の配当			11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	358,179	358,179	358,179

当期変動額合計	358,179	358,179	2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計							221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一した算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
建物	551,025千円	599,542千円
器具備品	1,350,407千円	1,408,613千円
投資不動産	138,024千円	145,391千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
預金	240,211千円	314,247千円
未収収益	25,307千円	15,773千円
金銭の信託	100,000千円	100,000千円
未払手数料	671,568千円	712,210千円
その他未払金	3,217,341千円	3,029,426千円
未払費用	444,754千円	432,019千円

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
建物	2,547千円	
器具備品	2,301千円	8,832千円
計	4,848千円	8,832千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
支払手数料	5,298,064千円	5,234,629千円
受取利息	3千円	2千円
受取賃貸料	38,388千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,216,517千円	3,030,180千円

(株主資本等変動計算書関係)

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	11,363,380千円
1株当たり配当額	53,707円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和 元年6月27日

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第34期	第35期
	(平成31年3月31日現在)	(令和2年3月31日現在)
1年内	675,956千円	675,956千円
1年超	675,956千円	
合計	1,351,912千円	675,956千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

第34期(平成31年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	53,969,686	53,969,686	-
(2) 有価証券	1,403,513	1,403,513	-
(3) 未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	-
(4) 投資有価証券	21,353,421	21,353,421	-
資産計	86,722,080	86,722,080	-
(1) 未払手数料	3,990,054	3,990,054	-
負債計	3,990,054	3,990,054	-

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	-
(3) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(4) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-
資産計	85,328,625	85,328,625	-
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	-
負債計	4,026,078	4,026,078	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
非上場株式	55,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	-	-	-
未収委託者報酬	9,995,458	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				

投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,655,228	5,652,257	4,813,929	27,375

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第34期(平成31年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,012,389	8,573,551	561,161
	小計	8,012,389	8,573,551	561,161
合計		22,756,935	21,132,932	1,624,002

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,774,369	9,937,087	1,162,718
	小計	8,774,369	9,937,087	1,162,718
合計		18,633,714	18,631,098	2,616

3. 売却したその他有価証券

第34期(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	140,240	58,440	-
債券	-	-	-
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について62,310千円（その他有価証券のその他62,310千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,729,252 千円	3,712,289 千円
勤務費用	193,531	204,225
利息費用	24,351	17,557
数理計算上の差異の発生額	15,898	52,430
退職給付の支払額	218,947	162,904
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,712,289	3,718,736

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
年金資産の期首残高	2,723,393 千円	2,666,937 千円
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の発生額	4,606	164,633
事業主からの拠出額	102,564	51,282
退職給付の支払額	203,077	140,518
年金資産の期末残高	2,666,937	2,460,824

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,125,760 千円	2,969,807 千円
年金資産	2,666,937	2,460,824
	458,822	508,982
非積立型制度の退職給付債務	586,529	748,929
未積立退職給付債務	1,045,351	1,257,911
未認識数理計算上の差異	114,968	203,136
未認識過去勤務費用	484,766	419,405
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	445,616	635,370
退職給付引当金	860,851	1,010,401
前払年金費用	415,234	375,031

貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	445,616	635,370
-------------------------	---------	---------

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
勤務費用	193,531 千円	204,225 千円
利息費用	24,351	17,557
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の費用処 理額	43,633	24,035
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	5,986	6,427
確定給付制度に係る退職給 付費用	284,199	269,848

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
債券	63.9 %	64.7 %
株式	33.2	32.3
その他	2.9	3.0
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
割引率	0.035 ~ 0.49%	0.095 ~ 0.52%
長期期待運用収益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度144,712千円、当事業年度153,070千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	436,050千円	427,046千円
投資有価証券評価損	223,821	226,322
未払事業税	109,109	117,461
賞与引当金	275,927	285,842
役員賞与引当金	19,428	19,703
役員退職慰労引当金	44,185	40,046
退職給付引当金	263,592	309,384

減価償却超過額	157,741	96,767
委託者報酬	264,398	213,044
長期差入保証金	31,721	40,180
時効後支払損引当金	75,866	73,124
連結納税適用による時価評価	148,858	57,656
その他	71,320	123,248
繰延税金資産 小計	2,122,023	2,029,829
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,122,023	2,029,829
繰延税金負債		
前払年金費用	127,144	114,834
連結納税適用による時価評価	1,320	1,260
その他有価証券評価差額金	497,269	801
その他	108	109
繰延税金負債 合計	625,842	117,005
繰延税金資産の純額	1,496,180	1,912,824

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第34期（平成31年3月31日現在）及び第35期（令和2年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）及び第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）及び第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,216,517 千円	その他未払金	3,217,341 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,298,064 千円 695,834 千円	未払手数料 未払費用	671,568 千円 365,510 千円

第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,234,629 千円 583,270 千円	未払手数料 未払費用	712,210 千円 302,681 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
----	--------	-----	-----	-------	----------------	-----------	-------	----------	----	----------

同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし (注1)	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	4,629,670 千円	未払手数料	734,633 千円
						取引銀行	コーラブル預金の預入 (注3)	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息 (注3)	1,578 千円	未収収益	1,578 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	6,152,016 千円	未払手数料	962,840 千円

第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円
						取引銀行	コーラブル預金の払戻 (注3)	20,000,000 千円		
							コーラブル預金の預入 (注3)	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息 (注3)	4,126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. (株)三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを(株)三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、(株)三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。
- なお、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行(株)に対して承継させております。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

	第34期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)	第35期 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)
1株当たり純資産額	384,107.08円	377,741.17円
1株当たり当期純利益金額	45,571.50円	44,678.80円

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)	第35期 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)
当期純利益金額(千円)	9,642,064	9,453,186
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	9,642,064	9,453,186
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581	211,581

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第36期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)	
(資産の部)	
流動資産	
現金及び預金	51,757,620
有価証券	47,281
前払費用	533,748
未収入金	22,328
未収委託者報酬	11,205,707
未収収益	1,109,882
金銭の信託	200,000
その他	216,914
流動資産合計	65,093,483
固定資産	
有形固定資産	
建物	1 561,961
器具備品	1 1,130,570
土地	628,433
有形固定資産合計	2,320,965
無形固定資産	
電話加入権	15,822
ソフトウェア	3,039,396

ソフトウェア仮勘定		2,003,918
無形固定資産合計		5,059,137
投資その他の資産		
投資有価証券		17,150,138
関係会社株式		320,136
投資不動産	1	817,921
長期差入保証金		552,888
前払年金費用		316,933
繰延税金資産		1,088,156
その他		45,230
貸倒引当金		23,600
投資その他の資産合計		20,267,805
固定資産合計		27,647,907
資産合計		92,741,391

(単位：千円)

第36期中間会計期間
(令和2年9月30日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金		326,091
未払金		
未払収益分配金		158,732
未払償還金		133,877
未払手数料		4,401,647
その他未払金		2,173,325
未払費用		4,669,476
未払消費税等	2	507,145
未払法人税等		523,722
賞与引当金		895,400
役員賞与引当金		76,200
その他		699,988
流動負債合計		14,565,607

固定負債

長期未払金		21,600
退職給付引当金		1,075,559
役員退職慰労引当金		133,578
時効後支払損引当金		248,354
固定負債合計		1,479,092

負債合計

16,044,700

(純資産の部)

株主資本

資本金		2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712
利益剰余金		
利益準備金		342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		6,998,000
繰越利益剰余金		20,902,380
利益剰余金合計		28,242,970
株主資本合計		74,975,814

(単位：千円)

第36期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)	
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,720,876
評価・換算差額等合計	1,720,876
純資産合計	76,696,691
負債純資産合計	92,741,391

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第36期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	32,500,161
投資顧問料	1,178,818
その他営業収益	6,615
営業収益合計	33,685,595
営業費用	
支払手数料	12,792,753
広告宣伝費	275,488
公告費	250
調査費	
調査費	1,005,823
委託調査費	5,663,034
事務委託費	344,079
営業雑経費	
通信費	208,539
印刷費	182,427
協会費	26,229
諸会費	8,309
事務機器関連費	917,566
その他営業雑経費	126
営業費用合計	21,424,626
一般管理費	
給料	
役員報酬	171,181
給料・手当	2,786,316
賞与引当金繰入	895,400
役員賞与引当金繰入	76,200
福利厚生費	625,724
交際費	1,235
旅費交通費	10,767
租税公課	186,405
不動産賃借料	327,689
退職給付費用	229,835
役員退職慰労引当金繰入	11,763
固定資産減価償却費	1 643,956
諸経費	188,448
一般管理費合計	6,154,923
営業利益	6,106,045

(単位：千円)

第36期中間会計期間
（自 令和2年4月1日
至 令和2年9月30日）

営業外収益		
受取配当金		17,539
受取利息		2,089
投資有価証券償還益		24,505
収益分配金等時効完成分		275,165
受取賃貸料		32,904
その他		9,312
営業外収益合計		361,516
営業外費用		
投資有価証券償還損		37,772
時効後支払損引当金繰入		13,892
賃貸関連費用	1	6,562
その他		2,149
営業外費用合計		60,377
経常利益		6,407,184
特別利益		
投資有価証券売却益		157,075
特別利益合計		157,075
特別損失		
投資有価証券売却損		37,339
特別損失合計		37,339
税引前中間純利益		6,526,919
法人税、住民税及び事業税		1,948,492
法人税等調整額		65,981
法人税等合計		2,014,473
中間純利益		4,512,445

(3) 中間株主資本等変動計算書

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当中間期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
中間純利益							4,512,445	4,512,445	4,512,445
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計							4,945,224	4,945,224	4,945,224
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	20,902,380	28,242,970	74,975,814

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当中間期変動額			

剰余金の配当			9,457,670
中間純利益			4,512,445
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	1,719,061	1,719,061	1,719,061
当中間期変動額合計	1,719,061	1,719,061	3,226,163
当中間期末残高	1,720,876	1,720,876	76,696,691

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

す。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

1 減価償却累計額

	第36期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)
建物	621,629千円
器具備品	1,475,730千円
投資不動産	148,595千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

1 減価償却実施額

	第36期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
有形固定資産	83,458千円
無形固定資産	560,498千円
投資不動産	3,204千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

（リース取引関係）

第36期中間会計期間(令和2年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	337,978千円
1年超	-
合計	337,978千円

（金融商品関係）

第36期中間会計期間(令和2年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

令和2年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	51,757,620	51,757,620	-
(2) 有価証券	47,281	47,281	-
(3) 未収委託者報酬	11,205,707	11,205,707	-
(4) 投資有価証券	17,118,778	17,118,778	-
資産計	80,129,387	80,129,387	-
(1) 未払手数料	4,401,647	4,401,647	-
負債計	4,401,647	4,401,647	-

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、

異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

第36期中間会計期間（令和2年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,690,037	11,992,800	2,697,236
	小計	14,690,037	11,992,800	2,697,236
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	2,476,022	2,692,895	216,872
	小計	2,476,022	2,692,895	216,872
合計		17,166,060	14,685,695	2,480,364

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期中間会計期間 （令和2年9月30日現在）
1株当たり純資産額 （算定上の基礎）	362,493.28円
純資産の部の合計額（千円）	76,696,691
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	76,696,691
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	21,327.27円
中間純利益金額(千円)	4,512,445
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	4,512,445
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円(2020年9月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2020年9月末現在)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社りそな銀行	279,928 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
PayPay銀行株式会社	37,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
ソニー銀行株式会社	36,000 百万円 (2021年2月28日現在)	銀行業務を営んでいます。
株式会社イオン銀行	51,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社青森銀行	19,562 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北都銀行	12,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山形銀行	12,008 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社群馬銀行	48,652 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社常陽銀行	85,113 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉興業銀行	62,120 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社横浜銀行	215,628 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社富山銀行	6,730 百万円	銀行業務を営んでいます。
スルガ銀行株式会社	30,043 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社三十三銀行	37,400 百万円 (2021年2月28日現在)	銀行業務を営んでいます。
株式会社関西みらい銀行	38,971 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社池田泉州銀行	61,385 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社鳥取銀行	9,061 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社阿波銀行	23,452 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社伊予銀行	20,948 百万円	銀行業務を営んでいます。

株式会社福岡銀行	82,329 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社筑邦銀行	8,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社佐賀銀行	16,062 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十八親和銀行	36,800 百万円 (2020年10月1日現在)	銀行業務を営んでいます。
株式会社沖縄銀行	22,725 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社仙台銀行	22,485 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福島銀行	18,682 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大東銀行	14,743 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社栃木銀行	27,408 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社京葉銀行	49,759 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社東日本銀行	38,300 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大光銀行	10,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社愛知銀行	18,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社中京銀行	31,844 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社トマト銀行	17,810 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社西京銀行	23,497 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社徳島大正銀行	11,036 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社香川銀行	12,014 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社佐賀共栄銀行	2,679 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社熊本銀行	33,847 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社宮崎太陽銀行	12,252 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社沖縄海邦銀行	4,537 百万円	銀行業務を営んでいます。
岐阜信用金庫	20,883 百万円	金融業務を営んでいます。
岡崎信用金庫	3,091 百万円	金融業務を営んでいます。
京都信用金庫	12,098 百万円	金融業務を営んでいます。
おかやま信用金庫	1,840 百万円	金融業務を営んでいます。
株式会社ゆうちょ銀行	3,500,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
アーク証券株式会社	2,619 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
藍澤證券株式会社	8,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
auカブコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
池田泉州TT証券株式会社	1,250 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
今村証券株式会社	857 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
四国アライアンス証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
臼木証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
PWM日本証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	2,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

おきぎん証券株式会社	850 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
木村証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エイチ・エス証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ぐんぎん証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
光世証券株式会社	12,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
寿証券株式会社	305 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
篠山証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静岡東海証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
荘内証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
新大垣証券株式会社	175 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ニューズ証券株式会社	1,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
スターツ証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
立花証券株式会社	6,695 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
むさし証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東武証券株式会社	420 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
内藤証券株式会社	3,002 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
第四北越証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
南都まほろば証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日産証券株式会社	1,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社証券ジャパン	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
浜銀TT証券株式会社	3,307 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
広田証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

フィデリティ証券株式会社	10,007 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松阪証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三にいがた証券株式会社	852 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
リテラ・クリア証券株式会社	3,794 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三田証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三津井証券株式会社	558 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
明和證券株式会社	511 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
山和証券株式会社	585 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

岐阜信用金庫、岡崎信用金庫、京都信用金庫およびおかやま信用金庫の資本金の額は「出資金」を記載しております。

(3) 再委託先

名称：ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

資本金の額：480,147千円(2019年12月末現在)

(注) ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーの資本金の額は「パートナーによる出資金」を記載しています。

事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

3【資本関係】

<訂正前>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(2020年8月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%(211,581株)を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

<訂正後>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(2021年2月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%(211,581株)を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

独立監査人の監査報告書

令和3年3月10日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）が替ヘッジありの令和2年8月6日から令和3年2月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）が替ヘッジありの令和3年2月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

令和2年6月26日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社
員 業務執 公認会計士 青 木 裕 晃 印
行社員指定有限責任社
員 業務執 公認会計士 伊 藤 鉄 也 印
行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和2年11月30日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社
員 業務執 公認会計士 青 木 裕 晃 印
行社員指定有限責任社
員 業務執 公認会計士 伊 藤 鉄 也 印
行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。